

平成31年3月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 平成31年2月25日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 幸前信雄議員 (1) 長期財政計画について
(2) 財政指標と財政について
2. 小野田由紀子議員 (1) 福祉行政について
(2) 防災対策について
3. 黒川美克議員 (1) 高浜市の情報公開について
(2) 高浜市公共施設あり方計画について
4. 柳沢英希議員 (1) 水道行政について
5. 内藤とし子議員 (1) 福祉行政について
(2) 国民健康保険税について

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
6番	黒川美克	7番	柴田耕一
8番	幸前信雄	9番	杉浦辰夫
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩	
副	市	長	神谷坂敏
教	育	長	都築公人

企 画 部 長	深 谷 直 弘
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	中 川 幸 紀
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
市民総合窓口センター長	中 村 孝 徳
市民窓口グループリーダー	内 藤 克 己
市民生活グループリーダー	芝 田 啓 二
税務グループリーダー	亀 井 勝 彦
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	木 村 忠 好
介護保険・障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	磯 村 和 志
こども未来部長	大 岡 英 城
こども育成グループリーダー	都 築 真 哉
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
都市整備グループリーダー	田 中 秀 彦
企業支援グループリーダー	島 口 靖
都市防災グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	杉 浦 睦 彦
上下水道グループ主幹	清 水 洋 己
地域産業グループリーダー	板 倉 宏 幸
会 計 管 理 者	三 井 まゆみ
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
監査委員事務局長	山 本 時 雄

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	加 藤 元 久
主 査	加 藤 定
主 査	神 谷 直 子

議事の経過

○議長（鈴木勝彦） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（鈴木勝彦） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木勝彦） 異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（鈴木勝彦） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように御了承をお願いいたします。

8番、幸前信雄議員。一つ、長期財政計画について。一つ、財政指標と財政について。以上、2問についての質問を許します。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました長期財政計画について、一つ、財政指標と財政について、以上2問についての一般質問をさせていただきます。

今回も一問一答形式ということで質問させていただきます。

まず、冒頭ですけれども、長期財政計画について、この質問、何度もさせていただいております。理由につきましては、長期の財政計画というのは、これはつくるのが目的じゃなくて、いかに利用いただいて、将来、高浜市が抱える課題、財政的な課題がメインになると思いますけれども、こういうところを早く見つけて、どう対応していくか、アクションを起こすための道具だというふうに思っております。

今回につきましても、平成31年度予算案に合わせて長期財政計画を提出いただくということで、待ってございましたけれども、予算書は先週、告示のときにいただきました。今回、長期の財政計画については、本日、議員のボックスに入っておりました。ぎりぎりのタイミングでつくってきて、そこで出してこられて、一体何を検討しているのかなというのは、こちら見ている側として

はすごくわかりにくい。

要は、先ほど言いましたように、課題を抽出して今年度、来年度どういうことをやっていくかということをするためには、ほぼ同時というか、出てきて並行して動くような形じゃないと、取り組みのアクション、これがおくれていくような気がしてなりません。

以前からも同じような形の質問を何度もさせていただいていますが、特に今回については、昨年度の予算ずっと見ていただくとおわかりになるんですけれども、当初予算組まれてから、補正予算で20億円弱の補正を組まれております。都度、長期の財政見通しがどうなっているかという質問をさせていただいたんですけれども、年に一度作成するだけだという答弁をいただいております。

この状況の中で、要は本当に機能しているかどうかというのは、すごく議員のチェックする立場として、本当に道具としてうまく活用されているのかなというのは、常々疑問に思っておるものですから、同じような質問を何度でもさせていただく予定でおります。

それでは、まず1点目ですけれども、長期財政計画についてお伺いしたいと思います。

先ほど言いましたけれども、長期の財政計画の位置づけというのは、公共施設の総合管理計画の財政的な裏づけという側面と、あと少子高齢化ということで、これからどんどん扶助費が伸びてくる、これは当然予想される範疇のことだと思っております。それに対して、財政の裏づけ、これから運営していくに当たって、これが大丈夫かどうか、持続可能な自治体であり続けることができるかどうか、これを見ていく、反面教師というか道具だというふうに思っております。

先ほど冒頭でも言いましたけれども、計画の見直しについては、原則、当初予算のタイミングでやられるということ聞いております。当初予算のタイミングでいいんですけれども、気になるのは、急な社会情勢の変化ですとか国の政策、これのあおりを食らうですとか景気の動向、急に変わったりとか、そういうことが十分世の中では考えられるというふうに思っております。

そこでお伺いしたいんですけれども、長期の財政計画、何を出してくるのを嫌がるのかなというのがよくわからないので、どういう手順でまずつくっていただいているか、その作成手順についてお伺いしたいと思いますので、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 初めに、長期財政計画につきましては、ただいま御質問にございましたとおり、長期的な財政状況を見通して、将来に向けて持続可能な財政運営を行っていくために、超長期の歳入歳出の推計を行って、どのような事態が起き得るのか、それを踏まえてどのような対策が必要になるのか、あらかじめ検討しておくことの大切さから作成をいたしております。

次に、長期財政計画の作成方法につきましては、歳入歳出それぞれ幾つかの前提条件を置いております。一例を申し上げますと、歳入では、個人市民税については、生産年齢人口と連動する可能性が高いことから、年齢人口と連動をし、法人市民税については、法人税割の一部国税化に

よる税率の引き下げなど、現時点での税制改正の影響を見込むなどいたしております。

歳出では、扶助費については、直近の決算をベースに、原則、各費目に応じた人口推計といたしまして、児童手当や子ども医療費であれば年少人口推計を、後期高齢者福祉医療費であれば後期高齢者の人口推計を、障がい福祉サービス等給付費であれば、総人口の推計を反映いたしております。

また、公共施設総合管理計画の内容を見込むとともに、今後1,000万円を超える増加が見込まれる項目については、担当グループから直接把握を行うなど、より実態に即した内容となるよう見直しを行っております。

ただ、これらを推計するシステムというものは導入をいたしておりませんので、推計するためのシートをエクセルで作成をして集計する方法をとっているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、実際に長期の財政計画をつくるときの負荷、工数というのはどれぐらいかかるようなものになっているのか。先ほどエクセルという御答弁いただきましたけれども、私もエクセルで十分だと思っております。ただ、つくるのに、先ほど言いましたように、課題を見つけるための道具ですから、法外な時間をかける必要はないと思っておりますので、一体、実態としてどれぐらい時間がかかっているかということをお教えいただきたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 今回の長期財政計画の見直しにつきましては、12月上旬からスタートをしているところでございます。まず、財務グループにおいて推計方法の検証を行いまして、その結果を踏まえて、各グループに対し基礎数値の照会を行っております。その後、調査結果をとりまとめ、推計シートに入力する作業ということになります。

推計シートは、歳入歳出とも項目ごとの推計方法に従って作成しておりますが、その数は合わせて約40シートにも及んでいるといったような状況でございます。この結果を踏まえまして、繰入金や積立金などによる調整を行い、推計を完成しているという状況でございます。

この作業を財務グループの職員1名が中心となって行っておりますが、予算編成のさなかではございますが、作業時間としては150時間を超えており、担当グループの作業時間も加えれば、かなりの労力を費やしている状況にあるということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、当初のときには結構時間がかかるということをおっしゃっていただけたんですけども、先ほど申しましたように、昨年、補正予算で20億円弱の補正が計上されているかと思っております。そのときに、高浜市の一般会計を考えると、10%を超えるようなそういう金額が出てきているわけな

んですけれども、そのときに計画の見直しというか、全て見直すんじゃなくて、出ていく部分のこういう見直しになると思うんですけれども、普通に考えると半分以上の工数でできるんじゃないかと思っているんですけれども、その辺、実施されないわけが何かあるのかなということで、その工数についてどれぐらいの工数がかかるものか、手直しの部分、そういうところがわかれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 議員おっしゃるとおり、財政計画の策定見直しの制度設計の前と後では、当然その作業に係る工数や時間というものは変わってまいります。計画を作成した当初と比較をすれば、少ない工程、時間で作成をすることはできるということになります。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

今の答弁で言いますと、逆にそう時間かからずにできるのに、何度か要求しても出てこないということは、こちらとしては、逆に議員の立場にしてみれば、何か隠しているんじゃないかというふうに、そういうふうに感じられるわけですよ。要はこれ大丈夫だからこの補正を認めてくださいというのは普通の手順だと思うんですよね。その辺はどう考えているのかなというのが、ちょっとその辺は確認させていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） なかなか議会にお出しをできないということで、何か隠しているのではないかという御趣旨の御質問だと思いますけれども、長期の財政計画につきましては、これは公共施設の総合管理計画と連動をいたしておりますので、その見直し時期に合わせて4年に一度見直しをするということといたしております。

ただ、この間に社会経済情勢が変化をしたり、制度改正が行われたり、想定外の支出が発生するなど、既存のシミュレーションと大きくかけ離れる場合がございます。こうしたことから、長期財政計画におきましても、毎年度の当初予算編成時に所要の見直しを行うといった一定のルールを設けているところでございます。当初予算編成時といいますのは、制度改正を反映させたり、直近の歳入歳出を推計する上での一つの節目でございますので、1年スパンでその状況をお示しすることが現実的な対応であるということの考えによるものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、冒頭でも言いましたけれども、長期の財政計画を作成する目的というのは、精度というよりは、逆に課題を見つけるというところが、この長期財政計画をつくっている目的だというふうに思っております。実際にこの計画を策定してどのように活用されているのか、具体的な内容について教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 本市の長期財政計画の位置づけでございますけれども、公共施設総合管理計画の財政的な裏づけとなるものでございます。繰り返しになりますが、その目的は長期的な財政状況を見通して、将来に向けて持続可能な財政運営を行うことでございます。

公共施設総合管理計画に掲げられている事業費を財政収支見通しの推計に計上して、その上で推計結果が一定の財政の健全性を保つことが可能なのか、前もって判断し、対応策を考えることが可能となります。

活用方法でございますけれども、まず本市の置かれた状況に鑑みますと、公共施設の大規模改修・建てかえが集中いたします平成30年度から平成41年度の第一波、平成46年度から平成60年度の第二波の山を見通しまして、毎年度の予算編成、中長期の財政運営に役立てていくということが一つございます。

あわせて、予算編成におきましては、長期財政計画の内容を踏まえた編成方針を作成し、各事業担当グループにおける予算要求に当たっての財務統制を図るとともに、アクションプランや当初予算編成に向けたサマーレビューなど、中長期的な視点で施策や事業を検討する場面において活用いたしているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

1点、前回の一般質問はアクションプランについてということでやらせていただいていますけれども、特にやっぱり気になるのが、アクションプランを行ったときの目標値がどこにも書かれていない。

要は、これは福祉部さんの例をとって申しわけないですけれども、いきいきマイレージですとか、介護予防の話ですとか、いろいろ実施されていますけれども、それがどういう形になって成果としてあらわれるのかが全然わからないんですよ。結果的には、この長期の財政見通しの中にあらわれてきているのかどうかもよくわからないし、事業をやる目的というのが必ずあって、それが成果となってこの長期の財政計画の中、微妙ですけども、わかりにくいですけども、長期的に課題を見つけてやっていくというスタンスの中では、必ずこれ結果が出てこないとおかしいと思っているんで、結果の出ないアクションプランであれば、逆に言うと、工数、コスト、この辺をカットしたほうが、長期的に見れば市にとってありがたいんじゃないかなというふうに思っております。

そういう面で言うと、課題を明確にして、実際に成果、これを検証しながら、事業の継続、中止、見直し、やり方を変える、こういうことをやっていく必要があるというふうに思っているんですけども、その辺のところは、以前、事業仕分け、1年か2年だけやりましたよね。それと同じ手法だと思うんですけども、やっぱり内部でそういうことが実施されないと、変な話、や

ってよかったねで終わっているんだと何の意味もないものになってしまうんですけども、その辺はどういうふうに考えてみえるか、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） その成果をどのように把握しているのかという御趣旨の御質問であろうかと思えます。

まず、予算編成時に、主要新規施策の概要というものをお出しいたしております。そこには事業の必要性でありますとか背景、事業の目的、事業内容、目指す成果、目標設定等について記載をさせていただいております。この主要新規施策の概要につきましては、決算議会のときにその成果がどのようなものであったのか、当初予算に基づく資料にさらにその成果を記載するようにいたしております。

また、主要施策成果の報告書を決算のときにお出しいたしておりますけれども、これにつきましても、平成29年度の決算からそうした成果が少しでも見えるような形で工夫をさせていただいているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

今の御答弁ですと、逆に結果論の話でしかわからないんですよ。要はこの事業をやるときにどういう計画、目的を持ってどこまでやるからこの投資というふうにやっていたかしないと、私も議員が事業の提案を受けたときに、それ本当にやっていいかどうかというのわからないので、そういう面でいうと、計画時点できちっと目標は定めてやっていただく。そうしないと、検証だけの、結果だけの後追いで出てくるとわからないんで、やり方自体はそういうふうに変えていく必要があるというふうに思っておりますけれども、その辺はどういうふうに考えてみえますか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、企画の段階からその事業についてどうあるべきかということでございますけれども、当初予算編成に向けたサマーレビューというものを、毎年夏にこれは市長、副市長を交えて行っているところでございます。その中で、そのサマーレビューにおいては、事業のまず見直しをするのか、どんな課題があるのか、また新たな事業を立ち上げる場合については、それがどのような成果が見込まれるのか、本市の目指すべき姿にとってどのような位置づけになるのか、そういったことを事前にサマーレビューで点検を行って、それで採択をされたものについて当初予算に結びつけているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

ちょっと横道にそれそうなので、また元へ戻ります。

例えば、既存の長期の財政計画に対して、来年度予算で差異が発生する場合もあるかと思いま

すけれども、その場合、何らかの対策が必要になると考えますけれども、対応策を検討するレベルはどの程度なのか、そのような状態になったら対応策を検討するのか、お聞かせいただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 平成30年度のように、当初予算では想定をしていなかった収入や支出があれば、計画と実予算において乖離が発生する場合がございます。これは、通常のレベルで申し上げますと、個々の事業レベルでの対策につきましては、毎年度の予算編成、先ほど申し上げましたサマーレビューでありますとかアクションプランのヒアリング、こういったところで行っているところでございます。その上で、より一層の対策を検討するレベルということにつきましては、長期財政計画にも記載がございますが、リーマンショックのように市税収入が著しく減少した場合、社会経済情勢に大きな変化があった場合、1つの目標であります財政調整基金が10億円を下回るような場合、こういった場合が考えられるところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、公表するときはそれでいいかもしれませんが、内部的には黄信号、危ないなと思えばそのタイミングで何らかの行動を考えるとどうか、これとこれに手をつけないとまずいねというのはあると思うんですけれども、その辺のレベル、要は困ってからやるんじゃなくて、困る前に、困る前の水準があると思うんですけれども、そういうところというのは、結果的に財調10億円切っちゃいましたわと、こちらも報告されても困るんで、その辺のところのアクションが始動するタイミングがあれば、何か考えてみえるのであれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 御質問にございましたように、市税収入が減少したりして財政調整基金が10億円を下回ってから対応するのでは遅いわけございまして、対応策を検討するための事前準備といったことが必要になってまいります。一つの機会といたしまして、毎年度の予算編成やサマーレビュー、こういった場は検討の機会であると考えております。

ただ、どのような状態を捉えて黄信号とするのかでございましてけれども、現在のところ、基準を定めてはおりません。例えば、財政調整基金の残高も10億円を下回るのがごく一時的なもので、その後は回復基調にあるのか、下回ることが続いていくのか、今、本市が進めております企業誘致の成果が出てきて、数年後には増収が見込まれてくるのか、そういったことも見ながら検討、活動を始める必要があるものと考えております。手法も含めた仕組みについては、今後引き続き検討していく必要があるものと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、1点だけ確認させてほしいんですけども、この財調10億円を守るというのは、その10億円の根拠というのは一体何なのかなというのが、こちらもよくわからないので、以前から聞いているときには、大規模災害が発生したときに、すぐに機動的に動けるように、最低10億円を持っていないと動けないということでやられているというふうに思っているんですけども、その考えで間違いはないですか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、10億円の根拠でありますけれども、本市の標準財政規模がおおむね90億円でございますので、その約1割の10億円を一つの目標としているところでございます。リーマンショックを例に申し上げれば、当時、財政調整基金は20億円あったわけですが、10億円に半減をしたということで、最低基準として10億円を保持していくことが、継続的なサービスの提供余力になるものと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

以前、構造改革推進計画書をつくったときには、たしか25億円積み上げるという、これも根拠のない数字だというふうに伺っていますけれども、あれをやったおかげで、逆に言うと、リーマンショックをうまく乗り切れたというふうに思っております。それと、あのときの時代背景を考えると、国のほうが三位一体改革ということで、交付税の見直しを行ったというふうに記憶しています。そのときに、不交付になったときにどうなるんだということを、先行きに対して不安があって、ああいう会議をやられて、有識者の方も入られてやられたかというふうに考えます。私がもう議員になったときには、構造改革推進計画書は既に存在していたものですから、基本的にそういう背景があって、あれをまとめられて行動したことが、今の高浜につながってきているんだというふうに思っております。

そういう面で言うと、これから先、国策によってどう変わるかわかりません。変な話ですけども、保育料無料化の話も出てきております。初年度はあれも国が全て負担していただくという形でいいかと思うんですけども、内容を聞いていると、次年度以降は交付税算定のときに算定基準の中に入れる。ということは、後で御質問させていただきますけれども、財政力が1を超えると、そこは自前でやってくださいという内容なんですよね。ということは、高浜のようにもう微妙なところで動くところは非常に苦しいんですけども、1を超えるということは、その分の負担が市の予算の中で面倒を見ていけないといけない、そういう状態になってくるんですよね。だから、先を見越してやっぱり多少考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。

話戻しますけれども、長期の財政計画については、課題について個々の事業のレベルで対応す

ることになると思いますけれども、個々の事業のレベル、先ほどのアクションプランとかこういうことを行って、出ていくコストを見直すですとか事業の見直し、個々の部がやっていると思うんですけども、これ個々の部で対応し切れんような大きな課題になったときに、例えば財政を担当している部署が全体に対して何らかのアクションを起こしていくと思うんですけども、そういうことは何かお考えがあるのかどうか、お伺いしたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 個々の事業で対応ができなくなった場合でございますけれども、これは財政の査定だけでは限界がございますので、全庁的な行財政改革に取り組む必要があるものと考えております。まずは、考えられることといたしましては、プロジェクトを立ち上げて改革を進めるための部門を設置する、組織が一丸となって考えるための体制が必要になってくるものと考えております。

現段階では、どのような対策をするのかについて、具体的にお示しをするということではできませんけれども、限りある歳入の中でいかに必要なサービスを市民の方々に提供するのか、そのためには何に取り組まなければならないのか、全庁的に検討することになってまいります。限られた財源の中で公共サービスとして何を選択していくのか、市全体としての大局的な判断により対応していくことになってまいります。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、長期財政計画の中で、1つ疑問に思っているところを質問させていただきます。

長期財政計画の中で債務負担行為額というのが表現されていないんですけども、今現状、債務負担行為の額というのが市債の起債残高、これよりも多いというふうに思っております。それと企業会計になりますけれども、下水道が、今、起債残高が一番多いのかなというふうに思っておりますけれども、それよりも債務負担行為の額が120億円というのは、これ通常で言うと高浜市の一般会計の1年分に近い金額になっているかというふうに思っております。そういう面で言うと、債務負担というのは、財政上なかなかあらわれにくいんですけども、これ必ず支払い義務が発生してくるものなんで、財政の硬直化を招く、そういうことになってくるかというふうに思っております。

そういう面で言うと、債務負担行為の金額をチェックする側の立場になって考えると、財政の担当者の方もそうでしょうけれども、どういう形で市への影響というのを考えてみえるのかどうか、その見方というか、そういうところをわかれば教えていただきたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 今、債務負担行為の金額が120億円で、市債残高よりも多いという御質問をいただきましたが、この中には、高浜小学校のPFI事業でありますとか、市役所本庁舎の

整備事業でありますとか、そういった費用が含まれておりますので、そのような結果になっているかと思えます。

その上で、長期財政計画の作成手順のところでも御答弁申し上げましたけれども、策定に当たりましては、債務負担行為額を個々に積み上げるという手法はとっておりません。しかしながら、市庁舎の整備事業の金額や高浜小学校の整備事業、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転新築補助金、利子補給金や経営基盤強化補助金でありますとか、また、総合窓口・総合住民情報システムの業務委託料を初めとした各種システムの関連経費など、金額が大きく設定期間が比較的長い事項につきましては、これは長期財政計画のシミュレーションとは別に加算をいたしているところがございます。したがって、将来にわたる債務負担行為額については、おおむね反映しているものと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、今御答弁いただいたんですけれども、先ほど言いましたように、起債残高よりも債務負担行為の額のほうが大きい。この条件を考えると、長期の財政計画をつくっていく上での軸になるところが違っているんじゃないか。要は目先を変えているだけのように見えるんで、こちらとしてはすごくわかりづらい。長期の財政計画を今織り込み済みで表現されているというふうに言われたんですけれども、それがどうなっていくのか。予算書を見れば、足せばわかるんですけれども、その辺がわかりにくくなっているのは、何か意図を感じるというか、そういうことはないんでしょうけれども、うまく表現いただかないと、こちらのほうがわからなくなってくるんですよね。そういうことを考えると、何か別の手法をとっていただいたほうがいように感じるんですけれども、その辺についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、いわゆる市債と債務負担行為の大きな違いを申し上げますならば、起債につきましては、これは資金を調達するための債務でありまして、いわゆる借金ということになります。一方で、債務負担行為は、これは資金を調達するためのものではございませんので、厳密に言えば借金とは異なるということでございます。

しかしながら、債務負担行為につきましては、将来にわたる支出義務が伴うものでございますので、将来、歳入歳出予算に計上をされることとなります。そういった意味では、後年度の負担を意味するという意味では、地方債の発行と同様の役割・機能を有する見方もあるということは承知をいたしております。

先ほども申し上げましたけれども、長期財政計画の策定に当たりましては、年度別の債務負担行為額をおおむね把握した上でシミュレーションを行っております。この把握なくして新たな債務負担行為を設定するということがあれば、それは将来を見据えた経営を行っているということ

にはならないというふうに考えております。

もう一点、つけ加えさせていただくならば、財政健全化判断比率であります実質公債費比率や将来負担比率の算定に当たりましては、PFI事業に係ります債務負担行為は、これは公債費に準ずるものとして積算をすることになっております。市債同様、注視した財政運営、これに心がけているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

それでは、最後にお聞きしますけれども、いろいろる御答弁いただきましたけれども、よくわからんというのが本音のところでは、国が示しているその基準、これは国の基準で地方の財政状況を把握するために、経常収支比率にしる、実質公債費比率にしる、そういうものが求められて提出しているものなんですけれども、いざ高浜市に限って言うと、それが合っているものかどうかというのが、正直これを守っていれば、将来、高浜は不安がないですよということを私もよくわからないし、そういうところにすごく疑問を感じるというのは、これは正直な話です。

そういう面で言うと、国の基準に照らしてやられているんでしょうけれども、長期の財政計画、これ自体が信頼に値するものなのかどうか、これ正直にちょっとしゃべっていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、長期財政計画でございますけれども、計画という名称がついておりますので、いわゆる行政計画の実行計画ではないかと混同されやすいわけでございますけれども、その本質といたしますところは、数々の前提条件下における長期の財政見通し、予測ということになります。

したがって、予測に基づく推計でございますので、誤差というものは当然生じてくるわけでございますけれども、多少誤差があったとしても、長期財政計画でのシミュレーションに基づいて、行き当たりばったりの対応や予算編成にならないように、将来起り得る事態を踏まえて、あらかじめその対策を講じているところでございます。まさに公共施設の第一波、第二波を見据えた財政運営、長期財政計画を活用して行っているところでございます。

そうしたことから、将来に向けての持続可能な財政運営を行っていく上では、定性的な議論に基づいて政策を議論するよりも、長期財政計画を策定して、それを踏まえた政策を行っていくということは、格段に精度が高まるものと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

最後の最後に1点だけ、これは質問じゃないです。

冒頭から言っているように、やっぱり課題を見つけたらそれに対応していく。やっぱり市民自

体が高浜市がどんな状況にあるというのがきちんと把握できていない状況で何かアクションを起こされちゃうと混乱するんですね。だから、その辺のところ、こういう課題があつてという小さなところでいいので、やっぱり真摯にそこに向き合っていく。要は問題が発生したら見えなくするんじゃなくて、表に出して共有していく、そういう活動をしていかないと、なかなか市民には伝わらないと思いますので。

ここでいろいろ長期の財政計画の話をしてはいますがけれども、個々のアクションプラン、個々の事業、今やっている既存の事業、この中でそれぞれ課題があるというふうに思っています。そこをやっぱり市民の方といかに向き合っていくか、これをやらない限りは、何か新しいことをやろうとすると、そこにだけ目が行っちゃう、何のためにそれをやっているんだということがなかなか伝わらない、そういうふうに感じます。

だから、問題が起これば、それをやっぱり出していくべきだと思うんで、問題がわかれば解決策、要は100点満点じゃないにしても何らかの対応策、これ必ず出てきますから。企業の中で言うと、以前は確かに何かあると問題を隠そうとする、そういうところがありました。だけど、それをやっぱり正直に言って、それを解決したから今があるんだというふうに思っています。現場の中を見ていただくとそうですけれども、今こういう問題があるということを正直に張り出していると思います。問題があるから、みんなが問題意識を共有できるんであって、これ担当者が隠せば何の解決にもならないし、何もよくなるしない。だけど、やっぱりそれを前面に出していくことによって知恵も出てくるし、行動もできるし、みんなの理解が得られると、そういうふうに思いますので、やっぱり素直に、正直に、真正面に向き合ってやっていただければなというふうに思います。

○議長（鈴木勝彦） 市長。

○市長（吉岡初浩） 大変本質に迫った御提言をいただいてありがとうございます。

我々も情報としては、市民の皆さんに御理解をいただくような情報を出していかなきゃいかんということを思っています。ただ、誤解を招くような、例えば非常に中途半端な数字を出したことで、かえって誤解を招くようなことがないようにということも注意をしておるところでございますので、その辺は御理解をいただきたいなというふうに思います。

それと、最大の課題は、やはり公共施設と財政の問題というのは、おっしゃるように、合わせ一本の課題として、多分全国的に言っても、今の公共施設の課題を浮き彫りにするには、長期的な財政計画もあわせて説明をしていくというのが重要であるし、長期的な財政を考えると、公共施設の課題というのがまた逆に浮き上がってくることになるというふうに思います。

先ほどから出ていました、実は構造改革のときには、これは当時御指導いただいた大森先生もお話したんですが、その公共施設の課題というのは、抜け落ちておったということでもあります。その後、公共施設の課題について非常に大きな問題になってくるということで、我々もそれ

に取り組むようにした上で財政の問題もやっている。

もう一つ、重要な課題を申し上げれば、投資から収益を生まないという財政の構造、企業と違う、これを皆さんにどう理解をしていただけるか、それを我々もきちんとお伝えをしていかなきゃいけないだろうし、また財調にしてもそうですが、今の投資が収益を生まないという概念、もう一つは、減価償却という概念がそもそもない。だから、要は収益を生まないですから、減価償却の概念があるわけがないわけですし、その辺の会計的な話、財政的な構造の話をお理解していただくのが非常に難しいんですよ、今までそうしてこなかったんで。そういうことも合わせて、我々はホームページ等で財政のことも公表しておりますし、中学生にもわかりやすいようにというような情報も出しています。加えてそういった問題、それから税の公平性の問題からすれば、徴収率を上げたり、また投資から収益を生まないという構造である以上、新たな収益を生むような企業立地等も進めていかなきゃいけないという御説明とあわせて、実際に実行していかなくやいかんというふうに思っておりますので、ぜひ今後もそういう御意見等、御指導いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 市長、御答弁ありがとうございます。

個人的な話かもしれないですけども、やっぱり信頼関係というのはすごく大事だと思うんですよ。要は、膝を割って、腹を割って話できる、そうすると、全てが全て正しくなくても、本音でしゃべってくれるというのは、やっぱり信頼関係を生む土壌になると思うんですよ。できるだけそういう時間をつくってやるべきだと思いますので、表に出ていって、市民の方と向き合って、反対のことを言われる方もみえると思いますけれども、逆に言うと、多くの方は、第三者、客観的に見ている人はどう判断されるかという、そういう基準だと思います。それはそういうふうにやっぱり伝わってくると、こちらの意図していることが将来的にやりやすいという、やりやすいというか、伝わる、そういう形になってくるのかなと思いますので、その辺はぜひ御努力いただきたいというふうに考えております。

では、続きまして、2点目の質問に移らせていただきます。

財政指標と財政についてということで、まず経常収支比率について質問させていただきます。

こちら90%を下回るようにという基準で運営されているかというふうに思うんですけども、とりあえず平成31年度の予算策定時に経常収支比率がどれぐらいになるかということをお教えいただきたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 31年度の当初予算を執行した場合の経常収支比率でございます。

分母に当たります経常的に収入する経常一般財源では、市税収入の増加により7,000万円余りの増加を見込んでおりまして、その一方、分子に当たる経常的に支出する経費では、市債残高の

減によりまして、5,300万円余りの公債費の減少を見込むものの、障害福祉サービス等給付費など、扶助費や病院の経営基盤強化補助金など補助費等の増により、8,100万円余りの増加を見込んでいるところでございます。その結果、経常収支比率は平成30年度の当初予算編成時と比較して0.5%増の89.1%と試算をいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

今、平成31年度の経常収支比率、予算策定時になるんですけれども、89.1%ということで御答弁いただきました。

普通に考えると、90%を超えないようにということでやられるんでしょうけれども、今年度も補正何度か組んで、歳出抑制に努めると言いながら、実際にはそういうふうに、現実の話、そういうふうになっているかと思えます。素直に言うと、何らかのことを考えておかないと90を超えますよというふうに思えるんですけれども、具体的に何かこれをされていくようなことは考えてみえるんでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 経常収支比率を引き下げるためには、算定上、分母となっております経常一般財源総額をふやすのか、それとも分子となる経常経費充当一般財源を減らすのかということになってまいります。

経常一般財源をふやすためには、主に目的税を除きますけれども、市税をふやす取り組みが必要となってまいりますので、引き続き、企業誘致の推進や市税等の債権回収対策の強化に取り組んでいくということになります。

一方、経常経費充当一般財源を減らすためには、アクションプランにも掲げております経常経費の見直し事業に取り組んでまいります。現在、経常経費の見直しに向けた基本方針の作成に取り組んでいる状況ではございますが、既存事業の見直しが大きなポイントになるというふうに思っております。

何が問題となっているのか、問題を見える化することが大切であるというふうに考えております。平成32年度の予算編成に向け、31年度早々には実施計画の作成、それから実行できるものについては、早期に着手をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

今、問題の見える化ということをお願いしたんで、やっぱり出てくると解決策は必ず見つかるはずですので、100点満点にしなくても、少なくとも将来的にこういうことを課題として捉えて対応していける、知恵が出てくる、そういうことが大事だと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、先ほども御答弁ありましたけれども、財政健全化判断比率となっている地方公共団体の国から見ての指標になるんですけれども、実質公債費比率、これは平成31年度当初予算を組んだ時点でどういうふうな状況になるかということを見込んでいるかということをお答えいただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 実質公債費比率につきましては、地方債の元利償還金が約5,300万円程度減少すると見込んでおります。平成30年度と同様、実質公債費比率はマイナスとなり、実質的な公債費負担は生じないというふうに見込んでおります。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

実際に起債残高、私が議員になってからもずっと下がってきているというふうに認識しております。特に大きかったかわら美術館の償還、それと三高駅の再開発、この辺がなくなって、比較的起債残高というのは順調に減らしてきた、そういうことは実施されているということは意識させていただいております。

それでは、次に、財政力指数、これは国からの交付団体か、不交付団体になるか、その辺の決定する基準になってくるんですけれども、平成31年度当初予算を組んでみて、高浜市が31年度財政力指数として一体どれぐらいのレベルになるかということをやられていると思いますので、教えていただきたいんですけれども。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 財政力指数でございます。

算定に当たりましては、分母となります基準財政需要額は、高齢者人口や障がい福祉サービス受給者の増などによりまして、高齢者保健福祉費等の増加を見込んでおりますが、国から示された人口と面積を基本とした包括算定経費につきましては、平成30年度と比較して3.5%の減少が示されておりまして、全体として約3,000万円の減少を見込んでおります。

一方、分子となります基準財政収入額でございます。平成30年度の算定上、大幅に減少となった法人市民税につきましては6億円余りの増加を、また、法人市民税や固定資産税についても増加を見込んでおりまして、全体として約7億4,000万円の増加が見込まれます。

その結果、財政力指数につきましては、1をわずかに超えまして、不交付団体になるといった見込みでございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございます。

不交付団体で、個人的には国からそういう補助を受けずに自立できる、そういうことを実現しているんだなと思いますけれども、1ぎりぎり超えるというのが非常に苦しいですね。これは

本音のところだと思います。だから、その辺のところ、高浜市の実力という、そういう判断基準だというふうに思いますので、その辺の身の丈に合った運営の仕方をしっかりかじ取りいただければなというふうに思っております。

それと、最後になりますけれども、先ほどから話題にしております債務負担行為の残高、これは平成31年度当初予算を組んだときにどれぐらいになるか。金額だけ言われてもなかなかわかりにくいんで、起債残高と合わせてちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（鈴木勝彦） 財務グループ。

○財務G（竹内正夫） 債務負担行為の残額でございます。

31年度の当初予算編成時では、一般会計では31年度分も含めまして約119億円、特別会計も合わせますと120億円余りということでございます。

起債の残高でございます。

平成31年度で申し上げますと、一般会計が83億7,100万円、下水道事業会計ですと76億6,200万円、水道事業会計が7億1,200万円、トータルにしますと167億4,500万円でございます。

○議長（鈴木勝彦） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 御答弁ありがとうございました。

いろいろ質問させていただいたんですけども、やっぱり高浜市の実力というものがどれぐらいのものか、そういうことを考えてやっぱり運営していただく必要があるのかなというふうに思っております。隣の市町、いろいろ財政的に余裕のあるところがありますけれども、そういうところ、基本的に高浜市がどのレベルにおるべきかということは、高浜市がしっかり考えて、いろいろ言われる方はみえるかと思っておりますけれども、そうじゃなくて、やっぱり高浜市の実力、これを職員の方が意識して、議員も意識してすることによって、市民の方にも伝わっていくのかなというふうに思います。

それと、やっぱり将来にわたって持続していくために、今、我慢しないといけないところは我慢せざるを得ないと思うんで、そういうところもしっかりわかるように、将来のためにこういうことをやるんだということを説明しながらやっていただければなというふうに思いますので。これから決してバラ色じゃないと思っておりますけれども、イバラの道かもしれないですけども、そこはともにやっぱり踏ん張ってやり抜いていく、その辺の覚悟でやっていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前10時59分休憩

午前11時7分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、小野田由紀子議員。一つ、福祉行政について。一つ、防災対策について。以上、2問についての質問を許します。

16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、通告の順に質問をさせていただきます。

初めに、福祉行政について質問をさせていただきます。

（1）ひきこもり対策について。

学校や仕事に行けず、家族以外の人との交流がほとんどなくなるひきこもりは、1980年代以降、若者の問題として扱われてきました。しかし、その期間が長期化して、本人が40代、50代になると同時に、親も高齢化して生活が困窮するケースが相次いでおります。80代の親がひきこもりの50代の子供の面倒を見る現象は、「8050問題」と呼ばれ、社会問題化しております。ひきこもりが長期間にわたると、親も高齢で働けなくなる上、これに病気や介護が重なると、たちどころに生活は逼迫し、親子共倒れの危険性もあります。また、親亡き後の不安も大きいと思います。

国は、15歳から39歳のひきこもり状態にある人を約54万人と推計していますが、40歳以上のデータはありません。しかし、KHJ全国ひきこもり家族会連合会の調査では、ひきこもり状態にある人の平均年齢は上昇しており、長期化・高齢化の傾向がうかがえます。

ひきこもりが長期化してしまう原因はさまざまですが、世間体や偏見を気にしてSOSの声を上げられない本人や家族が多いとのことで、育て方が悪かったのではないかとみずからを責め、相談する気力さえ失っている家族もいて、問題は潜在的に広がっているおそれがあると、同家族会連合会の上田理香事務局長は指摘をしております。

長期のひきこもりであっても、適切な支援を受けることで、本人が自信を取り戻し、社会参加につながるケースもあるとのことです。一部の自治体では、積極的な支援も始まっています。

神奈川県相模原市が昨年4月に開設しましたひきこもり支援ステーションでは、当事者や家族の相談に応じたり、課題の整理、関係機関との連携を担っています。ホームページやパンフレットには、対象者を18歳から64歳と明示し、中高齢も利用しやすい環境づくりを進めています。昨年4月から11月末までに延べ460件ほどの相談があり、およそ3割が40歳以上、そのうち2割が本人からの電話や来訪による相談だったとのことです。

このような中、国も対応に乗り出し、内閣府は、昨年12月に、40歳以上のひきこもりの実態調査を初めて実施いたしました。ことし3月にも分析結果を公表する方針です。

また、2018年度からひきこもりの人の相談窓口や居場所づくりを進めるため、市区町村の取り組みを支援する事業を実施したり、行政の職員向けの支援従事者養成研修も開催をしております。そこでお尋ねをいたします。

高浜市には40歳以上のひきこもりの方がどれくらいおみえになるのか、把握してみえますでしょうか。わかるのであれば教えていただきたいと思います。また、ひきこもり対策の取り組み状況や実績につきましてもお尋ねをいたします。8050問題につきましても、どのような認識を持ち、今後どのように取り組んでいかれるのか、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、（２）風疹対策についてお尋ねをいたします。

風疹は、発熱や発疹、リンパ節の腫れなどの症状が出る感染症で、患者のせきやくしゃみを通じて広がります。

国立感染症研究所によりますと、昨年12月10日から16日までの1週間に報告された風疹の新たな患者は127人、昨年1年間で患者数は2,500人を超えました。2017年の患者数が93人だったのに対し、その約29倍増です。これは、大流行した2013年に次ぐ2番目の多さです。全体の患者の約7割は首都圏ですが、近畿や東海地方、福岡県でも患者が報告をされています。患者のほとんどが成人で、性別で見ますと、男性が約2,000人と8割を占めています。そのうち、男性患者の8割が30歳から50歳代で、風疹の免疫を持つ人が少ない世代です。この世代は、集団接種の対象が女性のみだったり、その後、個別接種に移行したことなどから、予防接種を受けていない人が大勢います。30歳から50歳代の男性で免疫を持たない人は数百万人にも上ると推測されており、感染拡大を防止するには、この世代への対策が急務です。

妊婦は特に注意が必要です。妊婦が風疹にかかると、胎児も風疹ウイルスに感染し、白内障や難聴、心臓病などの先天性風疹症候群となるおそれがあり、注意が必要です。風疹が大流行した2012年から2013年には、患者数が1万6,000人を超え、45人の赤ちゃんが風疹症候群と診断をされました。そのうち11人が1歳半までに命を落としたこともあり、現在、妊婦の間で不安が広がっています。

このような中、厚生労働省は、ことし4月から21年度末までの約3年間、現在39歳から59歳の男性を対象に、全国で原則無料でワクチン接種を実施することです。抗体検査につきましても原則無料になります。

国は、今度21年度末に30歳から50歳代の男性の抗体保有率を90%以上にまで引き上げることを目指しています。本市におかれましても、この機会にぜひより多くの方にワクチン接種をしていただき、風疹の感染を防いでいただきたいと思います。

そこでお尋ねいたします。

愛知県における風疹の発生状況について、国が実施する無料の抗体検査、ワクチン接種の対象者数やいつごろ実施し、どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

次に、2問目の防災対策についてお伺いをいたします。

（１）支援物資供給の円滑化についてお伺いをいたします。

東日本大震災の際、集積所における物資の滞留や避難所における物資の不足、特に発災直後の

避難所等への支援物資の輸送において、多くの困難が生じました。

今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害の発生が予想されることから、被災者が必要としている物資を適時適切に届けられる体制を構築する必要があります。

また、発災時には、他の地方公共団体から人員、ノウハウの提供を受ける協定の締結や、物流の業界団体、物流事業者と協定を締結したり、発災時に職員みずからが支援物資のオペレーションを行わなければならない状況になっています。

そのほかにも、電源、情報通信機器の整備を考慮したオペレーションの設計や関係者間での情報の一元化・共有化を実現するための手順等につきましても課題となっています。大規模災害時に水や食糧、衣料などの支援物資を円滑に届けるため、各自治体は地域防災計画の見直しや支援物資供給マニュアルの作成に取り組んでいます。

そこで、本市における支援物資供給の円滑化に向けた取り組みやマニュアルの作成状況についてお尋ねをいたします。

次に、(2) 災害時の備蓄品の充実についてお伺いをいたします。

東京都文京区は、避難所の備蓄品として、全国に先駆けて国産の乳児用液体ミルクを導入されています。大手菓子メーカーの江崎グリコ株式会社が、今春の製造・販売開始に向けて開発を進めている液体ミルク計1,920本と哺乳瓶、吸い口も導入の予定で、早ければ夏には備蓄されるということです。

欧州などで広く普及しています液体ミルクは、乳児に必要なビタミンやたんぱく質など、母乳に近い栄養素が含まれます。粉ミルクのようにお湯に溶かす必要がなく、哺乳瓶に移しかえれば、開封してすぐに乳児に与えることができます。また、常温で約半年間、保存可能なのが特徴です。

これまで液体ミルクは、国内での製造・販売が認められていませんでしたが、2016年4月におきた熊本地震では、電気やガスなどのライフラインが寸断する中、フィンランドからの救援物資として支給をされ、とても役立ったとのことでした。

昨年の夏の西日本豪雨でも、海外製の液体ミルクが活用され、災害時の物資として需要が高まっています。

そこで、初めに、備蓄品の現況についてお尋ねいたします。また、お湯に溶かす手間もなく、すぐ赤ちゃんに飲ませられる液体ミルクは、今後、国内にも広く普及していくと思います。災害時には液体ミルクが適していると思います。乳児との避難生活を安心して過ごせますよう、本市におかれましても、今後、液体ミルクを導入していただきたいと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

次に、(3) 地区防災計画についてお尋ねをいたします。

従来から、国の防災基本計画があり、自治体を立てる地域防災計画などがあります。それに加え、町内会、自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが災害時の避難方法などを

みずから立案する地区防災計画が、平成25年の災害対策基本法の改正で創設されました。これは、東日本大震災で自治体の行政機能が麻痺したのを教訓に、26年4月に導入されました。地域の特性に応じ、地区の範囲や活動について柔軟に規定できる制度となっています。

災害発生時には、自治体の消防の公助が行われますが、より減災に大きな役割を担うのは自助であり、共助であります。この視点に立てば、市区町村よりも小さな地域コミュニティでつくる地区防災計画の必要性が浮かび上がってきます。

この地区防災計画を立てる単位は、町内会や自治会、マンション管理組合や企業やNPO法人、商店街、学校、医療、福祉施設なども主体となることができます。

内閣府による地区防災計画策定状況の全国調査結果が初めて公表をされました。昨年4月1日時点で、地区防災計画が市区町村の地域防災計画に反映されているのは、23都道府県の40市区町村、248地区で完成。素案作成に向けて活動中なのが、40都道府県の123市区町村の3,427地区であります。素案作成段階にある地区を抱えた市区町村数が、全国に1,741ある自治体の1割にも満たず、計画策定のための説明会開催や町内会への呼びかけをしているのは、全体の約15%の260自治体で、73自治体は制度自体を知らない状況でありました。

制度の普及啓発活動について、「行う必要はあるが、行えていない」と答えた自治体は、全体の約6割に及んでいます。

今後、各地域で地区防災計画の策定が進むことが、高浜市全体の災害対応力の向上につながることも考えますが、これに関する認識、また地区防災計画の策定に向けて取り組んでいただきたいと考えますが、当局の見解をお尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、小野田議員の1問目、福祉行政について。（1）ひきこもり対策について、お答えいたします。

従来、ひきこもりは主に青年層の課題とされてきましたが、近年は青年層にとどまらず、中高年層に及ぶ課題となっています。ひきこもりの長期化とそれに伴う本人及び家族の高齢化に伴い、親の介護や本人、家族双方の健康上の問題、世帯の生活困窮への不安など、課題が複合化・複雑化し、世帯全体への幅広い対策が必要とされています。

国においては、これまでも精神保健福祉、児童福祉、ニート対策などにおいて、ひきこもりを含む相談支援の取り組みを行ってきましたが、新たな事業としてひきこもり対策推進事業を創設し、ひきこもり対策の一層の充実に取り組んでいます。

その事業の一つとして、ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口としての機能を有するひきこもり地域支援センターを都道府県、指定都市に設置する事業を始めています。

このセンターは、ひきこもりの状態にある本人やその家族が、地域の中でまずどこに相談した

らよいかを明確にすることによって、より適切な支援につながることを目的としたもので、センターに配置される専門職やコーディネーターを中心に、地域における関係機関とのネットワーク構築や情報発信など、地域におけるひきこもり支援の拠点としての役割を担っています。

愛知県内では、県がみずからひきこもり地域支援センターを設置し、相談支援や家族を支える支援、人材育成、就業支援、自立活動支援などを実施しています。また、身近なひきこもりの相談窓口として精神保健福祉センターと保健所が各種相談を行っています。

小野田議員の御質問にありました相模原市ひきこもり支援ステーションも、愛知県が実施するひきこもり地域支援センターと同様に、国のひきこもり対策推進事業による補助を受けて設置されている施設とお聞きしています。

次に、国の新たな施策として、平成30年度から、より住民に近い市町村でひきこもり支援を充実・強化し、すき間のない支援を実現するため、生活困窮者自立支援制度において、ひきこもり支援基盤を構築し、ひきこもりの状態にある本人の状況を踏まえた早期発見や自立支援を目的とした、ひきこもりサポート事業を開始しました。

本市では、平成26年度よりいきいき広場内に相談支援のワンストップ拠点として福祉まるごと相談グループを設置し、当事者や家族、地域住民からの相談に対し、複合課題丸ごと、世帯丸ごと、相談する先がわからない課題でもとりあえず丸ごと受けとめ、幅広い世代のさまざまな相談を受け、関係機関につなげています。

また、8050問題においても、80歳の方については地域包括支援センターでの支援、50歳の方については、心のケアとして、いきいき広場に配置されている臨床心理士が、自立に向けては生活困窮者自立支援機関が支援し、1つの建物の中で関係機関の間で情報を共有し、連携して世帯を丸ごと支援する体制を整えており、このことは、国が進めているひきこもりサポート事業の関係機関とのネットワークづくりと同じ方向にあるものと考えています。

次に、御質問の40歳以上の長期のひきこもりの方については、当事者の特定につながることから、数件とお答えをさせていただきますが、市内にはこれ以外に相談支援につながっていない潜在的なケースもあると思っています。

なお、把握ケースにつきましては、親や親族から将来の不安を感じ相談につながったもので、ひきこもり本人からの支援を求められたものではありません。また、こうした場合は親への訪問の機会からひきこもり本人への介入、心のケア、自立に向けた支援につなげていくこととなりますが、本人との信頼関係を築くまでもに相当な時間を要します。

次に、ひきこもり対策の取り組み状況と実績ですが、いきいき広場に配置された臨床心理士による相談支援から始まり、不安の解消、そして支援へとつながっていきます。臨床心理士による相談支援の実績としては、同様に数件のケースがありますが、40歳以上のケースもあります。

加えて、生活困窮者自立支援事業にかかわっていただいている子ども健全育成支援員が中心と

なり、子供、若者のひきこもり支援を担っていただいております。常に親子に寄り添った支援を行っています。

また、いきいき広場に設置された学校復帰に向けたサポート施設である「ほっとスペース」や、子供の貧困の連鎖の防止のための学習等支援事業「ステップ」と連携し、徐々に地域との交流機会をふやすなど、本人が少しずつ自立に向けて歩き出せるような支援も行っています。

それ以外にも、高校・専修学校を卒業、または中退後、自宅内にこもり、他者を寄せつけないケースもあります。支援員が世間話や趣味の話題から信頼関係をつくり、そこから支援をスタートするなど、個人の状況に応じた対応を行い、生活習慣を整えることから始め、社会的自立に向けた就労支援につなげています。

平成29年度の支援の実績では、不登校児童・生徒に対する支援件数は10件、ひきこもりの若者に対する支援の件数は4件となっています。

次に、「8050問題」についての認識及び取り組みについてお答えします。

8050といった、40代から50代のひきこもりの方と、70代から80代に差しかなり精神的・経済的に限界を迎えている親の問題は、今後も増加が予想されます。

こうした状況については、早期介入、早期支援が必要であると考えており、とりわけ中学校を卒業した後の若者のひきこもりは見えにくく、子ども健全育成支援員を中心とした早期のアウトリーチによる相談支援により、ひきこもりの長期化防止に努めています。

「8050問題」のケースでは、これまで同様、関係機関との連携を密に相談支援を行ってまいります。

また、ひきこもりの方の把握も課題であり、親や親族からの相談に加え、SOSの声を上げられない潜在的な対象者を把握することも必要です。地域に根差した相談支援の担い手である民生児童委員からの情報や関係機関からの情報をもとに、当事者ではなく高齢者の親に対する支援を理由に家庭訪問を行うなど、家庭内や当事者の状態把握に努めていきたいと考えています。

地域の方が支援にかかわることは、地域共生社会の実現の観点からも必要です。また、相談窓口がわからず、一歩踏み出すことに躊躇している方もおみえになるかもしれません。対象世帯の方がひきこもりに関し、どこに相談したらよいかのわかるよう、さらに情報発信にも努めていきたいと考えています。

続きまして、(2) 風疹対策について、お答えします。

風疹は、発熱及び発疹が主な症状で、飛沫感染により人から人へ感染する、感染力が強い疾病です。

議員御指摘のとおり、妊娠中の女性が風疹に感染すると、子供に目や耳の障がいを含む先天性風疹症候群が生じる可能性があります。感染拡大を防ぐ観点からも、予防接種法においてA類疾病に位置づけられ、定期接種の対象となっています。

また、風疹の定期接種は、乳幼児期である生後12月から24月に至るまでと、小学校就学前の2回接種とされています。

一方で、風疹の公的な予防接種が開始されたのは昭和52年ですが、当時は、将来妊婦になる可能性のある思春期女子に免疫をつけ、先天性風しん症候群の発症を防ぐという考え方にに基づき、女子中学生を対象に接種が行われてきたことから、接種機会の与えられなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を中心に、風疹の抗体を持たない方が一定数存在している状況が続いています。

次に、ここ数年における全国及び愛知県の風疹の発生状況については、平成24年から25年にかけての大流行時には全国で1万6,730人、このうち愛知県内では473人の患者報告がありました。その後、平成26年が全国で319人、うち愛知県が21人、平成27年では全国で163人、うち愛知県が13人と年々減少してきました。しかし、平成30年は全国で2,917人、うち愛知県が119人と、再び感染が拡大している状況であり、ことしに入っても、一月で患者数は全国で350人を超え、収束に至っていません。

幸い、高浜市ではここ数年、風疹の発生報告はありませんが、とりわけ、昨年7月以降は、関東地方を中心に風疹の患者数が増加しており、その患者の多くが公的な予防接種を受ける機会がなかった30代から50代の男性となっています。抗体保有率を見ても、女性及び他の世代の男性が約90%であるのに対し、この世代の男性は約80%と低くなっています。

このような状況から、国は、風疹の追加的対策として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を風疹の定期接種の対象とし、公的な接種機会を1回受ける機会を設けることとしています。

今後の風疹の発生及び蔓延を予防するためには、速やかにこの世代の男性の抗体保有率を上昇させる必要があることから、平成34年3月31日までの時限措置として、定期接種が実施されます。

なお、この世代の男性においても、既に約80%の方が風疹に対する抗体を保有していることから、限りあるワクチンを効率的に活用するため、初めに風疹の抗体検査を受検し、検査の結果、抗体価が低いと判定した場合、定期接種を行うこととされています。

実施に当たっての目標は、3年間で対象世代の男性の抗体保有率を90%以上に引き上げることとし、全国で抗体検査を約920万人、定期接種を約190万人に実施することとしています。

次に、国は今回の風疹の追加的対策の実施に当たり、医療機関の混乱を避けるため、抗体検査を3カ年計画で段階的に行う方針を示しており、平成31年度については、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とし、クーポン券を送付して抗体検査を促すこととしています。

本市におきましても、国の実施方針に従い、ことしの4月以降、なるべく早い時期に風疹の抗体検査の御案内を送付できるよう準備を進めてまいります。

具体的な手順として、今回の風疹の追加的対策の対象である昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性のうち、平成31年度にクーポン券を発送する昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性は、本市においては約3,000人になります。平成31年度の対象者全員が抗体検査を受検した場合には、抗体を保有していないおよそ2割に当たる600の方がワクチンの接種対象となります。

今後は、風疹の抗体検査で使用するクーポン券及び受診票、さらには定期接種の予診票につきましても、国から共通様式が示される予定ですので、指針に沿った準備を進め、対象者の皆さんが抗体検査を受検しやすい環境整備、そして抗体検査の結果が陰性であった方に対しては、しっかりワクチン接種を行っていただけるよう働きかけてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 続きまして、小野田由紀子議員の御質問の2問目、防災対策について。（1）支援物資供給の円滑化について、（2）災害時備蓄品の充実について、（3）地区防災計画について、お答えをいたします。

初めに、（1）支援物資供給の円滑化について、お答えをいたします。

近年、全国各地で大規模な自然災害が発生しています。この地域においても南海トラフ巨大地震の発生が危惧されており、平成30年1月時点での今後30年の発生確率は70から80%と、高い数値になっています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震などの現状を見ても、平時より支援物資を円滑に避難所等に供給するための仕組みを構築しておくことは極めて重要であり、本市が取り組むべき課題の一つであると認識しております。

昨年1月になりますが、熊本地震での教訓を踏まえ、愛知県が初めて取り組んだ訓練となりますが、災害発生から5日目を想定した被災自治体支援活動訓練が本市で実施されました。当日は支援物資の拠点となる高浜エコハウスにおいて地域内輸送拠点運営訓練も実施され、災害時に支援物資に関する業務を担う福祉班の職員等を配備し、拠点の開設、支援物資の受付・管理、避難所への物資配分など、愛知県、岡崎市、知立市よりブルーシートや発電機などの支援を受ける中で、一連の流れを確認いたしました。

その結果、1、エコハウスだけではストックヤードが不足する可能性があること、2、施設に設置されているフォークリフトを運転できる市職員がいないこと、3、品目ごとにあらかじめ物資の配置場所を決めておき、見える化を図り管理したほうが払い出しがスムーズであること、4、誰が見てもわかるように様式ごとに記載例を作成する必要があることなど、さまざまな課題を把握することができました。

現状、支援物資に関する業務については、福祉班の危機管理マニュアルの中で記載しておりますが、詳細な業務までは明記されておりません。今後も定期的に訓練等を実施し、支援物資に関

する新たな課題の把握や検証等を行う中で、御質問にありました支援物資供給マニュアルの整備に努めてまいります。

また、現在、事業者との連携体制の構築に向け、高浜市商工会と連携した取り組みを進めています。加えて、物流管理に関する高いノウハウを有する企業とも、災害協定に基づき必要に応じ打ち合わせを重ねています。

今後も、支援物資の拠点として民間施設の活用や運営に関し、事業者が持つ専門的な知識・技術等をお借りするなど、互いに連携し、役割分担を図る中で、円滑に支援物資を供給するための体制づくりを進めてまいります。

次に、（２）災害時備蓄品の充実について、お答えをいたします。

大規模な災害が発生すると、住民の多くが避難所での生活を余儀なくされます。災害に備え、日ごろから食糧や日用品などの備蓄について、住民一人一人の自助の取り組みを推進しつつ、行政も避難所生活等で必要な食糧、飲料水、資機材などの整備を進めていく必要があります。

本市においては、食糧及び資機材等の整備に関しては、災害用食糧等5カ年整備計画及び災害用資機材等5カ年整備計画を作成し、計画的に購入を進めています。議員各位には、昨年9月の決算特別委員会において、高浜中学校に設置されております防災資機材倉庫を御確認いただきました。倉庫の中には、トイレ、発電機、投光器、パーテーション、ブルーシート、コードリール、給水袋、生理用品、紙おむつ等を備えています。また、食糧及び飲料については、小・中学校に設置している倉庫とは別に、市内3カ所の防災備蓄倉庫において、アルファ米、缶入りパン、クラッカー、飲料水、野菜ジュース等を備蓄しています。

今後は、新たな備蓄品として、食糧については、5年間の長期保存が可能で、水がなくてもそのまま食べることができ、1本で御飯1杯分のエネルギー補給ができるようかんを、また、資機材については、女性でも簡易に設置可能なイージーアップテント、従来のガソリンではなくカセットガスを燃料とする発電機等を備蓄してまいりたいと考えております。

なお、乳児用液体ミルクの備蓄でございますが、現在、本市では、市内13カ所ある福祉避難所のうち、主に乳児等を受け入れる4施設について、施設管理者と調整の上、粉ミルクを備蓄している状況でございます。

液体ミルクについては、これまで食品衛生法やコスト等の課題もあり、国内では製造されておりました。しかし、法改正やニーズの高まりなどにより、御質問にもありました大手菓子メーカーが、本年春ごろを目途に製造・販売する方針を明らかにしています。液体ミルクは、災害による断水等に備えた災害用備蓄品としても効果的であると言われております。今後の発売状況等を注視しながら、本市としましても、製品の仕様や保存年数、コスト等を調査しつつ、福祉避難所の施設管理者とも調整を図りながら、現在備蓄しております粉ミルクの更新時期に合わせ、液体ミルクの備蓄についても検討してまいります。

次に、（３）地区防災計画について、お答えをいたします。

地区防災計画とは、行政が作成する地域防災計画との整合性を図りつつ、地域住民等が自助、共助の理念に基づき、地域の防災力を高めるために必要な避難行動や避難所運営の役割分担、防災訓練、資機材の備蓄など、各地区の特性に応じた防災活動のルールを定めた計画を言います。

東日本大震災では、地域コミュニティによる共助が、住民自身による自助、行政による公助とうまくかみ合わないと、災害対策が十分に機能しないことが強く認識されました。この教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、地域コミュニティでの共助による防災活動を推進するため、地区防災計画制度が創設されています。

本市においては、現在、自主防災組織のかなめとなる町内会単位で町内会防災計画が作成されています。計画には、１、目的、２、計画事項、３、防災組織の編成及び任務分担、４、防災知識の啓発、５、防災訓練、６、情報の収集伝達、７、出火防止及び初期消火、８、救出救護、９、避難対策、１０、給食・給水、１１、災害時の要配慮者の支援、１２、防災機材の整備など、共助の理念に基づき、町内会が取り組む対策が記載されています。

また、小学校区単位で設置されているまちづくり協議会においては、学区のまちづくり計画として地域計画が作成されており、本計画に基づき、年度ごとに事業計画を作成し、さまざまな地域防災活動が展開されています。

今後は、内閣府より公表されている地区防災計画ガイドラインを参考に、町内会の防災部長や民生委員も参画するまちづくり協議会の防災グループ会議を活用するなど、本制度の周知を図る中で、関係者の御意見等を聞きながら、現計画の発展形として地区防災計画の策定についても調整を進めてまいりたいと考えております。

また、御質問にもありましたとおり、地区防災計画の対象範囲は、町内会やまちづくり協議会などの住民組織に限らず、企業、学校、福祉施設など、あらゆる単位を対象としており、地域の実情に即した計画を策定することができます。ホームページや広報紙等も活用しながら、幅広く本制度の周知に努めてまいります。

議員より頂戴しました３点の御質問内容を推進していくには、行政による公助の取り組みに加え、住民自身による自助、地域や事業者による共助の取り組みが欠かせません。今後もそれぞれの理念に基づき、互いに連携を図り、役割分担等を構築していく中で、防災・減災対策に取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

ひきこもり対策についてでございますけれども、何よりも信頼関係をつくっていくことがとても重要だということで、この信頼関係というのは、大変根気の要ることですけれども、今後も粘

り強い信頼関係を築いていただきますようよろしくお願いいたします。

高浜市におきまして、いきいき広場が受け皿となり、ひきこもりに対する支援が行われていること、またひきこもりの長期化防止の取り組みも進められていることをお聞きしまして、安心をいたしました。

ところで、潜在的な対象者の把握につきましては、民生児童委員さんの情報を中心に支援を行ってきたいとの御答弁でしたけれども、実際に民生委員さんの方から支援につながったケースがあるのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 地域福祉グループ。

○地域福祉G（木村忠好） ひきこもり当事者の近くにお住まいの方から民生児童委員さんにつながり、いきいき広場につながったケースはありまして、地域の中での市民のちょっとした気づきが民生児童委員さんにつながる仕組みができていることから実現できたものであるというふうと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 実際に民生児童委員さんの情報提供があったということでございますが、ひきこもりを含めた社会的孤立の状況にある方に対しまして、地域住民の方の見守り、そして支援が大切になると考えております。引き続きまして、地域の方や関係機関の方との協力関係のもと、ひきこもり対策を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、風疹対策の予防接種についてですけれども、先ほどの答弁の中で、平成31年度は、まずは昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方に対してクーポン券を発送すると伺いましたけれども、この世代が選ばれた理由と、今回の追加的対策の対象者であります昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方に対しましては、いつクーポン券が送付されるのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 国が平成31年度に昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方をクーポン券発行対象者といたしましたのは、若年層において風疹患者の発生数が多いことを踏まえて設定をしたものです。また、来年4月移行にクーポン券を発行する対象者につきましては、事業の進捗等を鑑みて、国から追って示されることとなっております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） もう一点、お伺いをいたします。

平成31年度に、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方以外の対象者が風疹の抗体検査や予防接種を希望しても受けられないのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 健康推進グループ。

○健康推進G（磯村和志） 段階的措置によりまして、平成31年度につきましては、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの方に対しましては、クーポン券の発行は行いません。ただし、この世代の方が風疹の抗体検査や予防接種を希望された場合には受検をすることができますので、希望者には窓口でクーポン券を発行できるよう、準備を進めてまいります。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御答弁ありがとうございます。

今回、国が風疹の追加的対策を行うということで、市としましてどのように進めていくのか、具体的な接種方法についてお聞きをいたしました。

私自身、これまでも予防接種につきましては、一般質問や予算委員会、決算委員会を通しまして、予防接種の充実について要望を行ってききましたが、予防接種は疾病を防ぐという接種者本人にとっての利益はもちろんですが、ワクチンには健康を守るという効果のほかに、医療費の抑制効果があるという点も持ってお聞きをいたしました。ヒブワクチンや小児用肺炎球菌ワクチンの導入によりまして、肺炎による病院の小児科病棟の利用率が減少したとお聞きすると、本当につき添いの保護者の方の負担が減ってよかったと実感しております。ここ数年で、子供の予防接種はその種類を大きくふやし、高齢者の肺炎球菌ワクチンも定期接種となるなど、予防接種の充実本当に感謝をいたしております。また、市にはこれまでの集団接種から個別接種化にも今後も力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。

当時の集団接種は、事前に日程が決まっており、お母さんたちも子供の体調管理にかなり神経を使ってみえました。その日に体調が悪いと翌月回し、ひどいと次の次の月になる。働いてみえる保護者の方は、次の集団接種は仕事を休めるかと、それも心配の種でございました。個別接種となり、個々の子供さんの体調に応じて接種ができるようになりました。いろいろと要望をさせていただきましてけれども、市の予防接種環境は大きく充実したと思っております。

今回は、風疹につきましてお聞きしましたがけれども、御存じのとおり、今回の風疹の予防接種は、先天性風疹症候群の発症を防ぐというのが大きな目的でございます。これまでの定期接種は、接種を受けた本人を守ることが目的でございますが、今回の風疹の予防接種はまだ生まれていない子供さんを守ることにつながります。ぜひ対象者の方には接種していただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。

続きまして、防災対策について再質問をさせていただきます。

初めに、支援物資供給の円滑化についてでございますけれども、今、御答弁にありましたけれども、東日本大震災や熊本地震のように、複数の市町村が被災した場合には垂直支援だけでは不十分ということで、自治体が独自に他の自治体、企業、NPOなどの支援を受ける動きが広がっています。特に物資が足りないからということで、物資を送ってもらえれば解決するわけではなく、全国から集められました物資を管理し、被災者ニーズを把握し、輸送手段を手配し、避難所

まで確実に届ける物流システムを構築・運用するノウハウが最も重要でございます。それには民間の物流事業者との連携が必須だと思います。

幸い、災害協定に基づいて、既に打ち合わせを行っているということでございますので、今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

そこで、御答弁の中で、高浜市商工会と連携した取り組みを進めているということでしたけれども、具体的にはどのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の高浜市商工会様との取り組み状況でございますが、現在、土木、建設、電気、水道などの事業者様で構成をされております建設部会の皆様と打ち合わせを重ねております。具体的には、部会員であります事業者様にアンケート調査を実施いたしまして、災害時に支援可能な資機材や人材等の把握、緊急連絡網の整備などを進めておるところでございます。

今後は、建設部会での取り組みをベースといたしまして、他の部会にも横展開を図りながら、各分野の事業者の皆さんとさらなる連携強化に努める中で、各種の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） ありがとうございます。

商工会の建設部会との打ち合わせを重ね、今後も事業者との連携強化に努めていくという前向きな御答弁でしたので、今後、支援物資の供給を含めました体制の整備に取り組んでくださると期待をさせていただきます。

今まで災害発生時に多くの自治体が混乱をし、必要な支援物資がうまく避難所に届かなかったという問題が多く報告をされております。この教訓を生かして、今後、大規模災害時に備えて、被災者が必要としている物資を適時適切に届けられる万全な体制の整備が必要だと思います。マニュアルにつきましても、課題を検証していただいて整備してくださるということで、よろしくお願いをいたします。

続きまして、災害時備蓄品の充実についてでございますけれども、避難所の生活環境をどう整えるかは、避難者の体調に直結をいたします。熊本地震では、発災後に体調を崩して亡くなる災害関連死が200人に上り、その多くが避難所での生活をしておりました。避難生活で心や体の健康を維持するための備蓄品の充実はとても重要だと思います。今後、新たな備蓄品が追加されるということでございますが、備蓄品がさらに充実しますよう、今後もしっかり取り組んでいただきますようよろしくお願いをいたします。

御答弁の中で、現在は福祉避難所である4施設で粉ミルクを備蓄しているということでござい

ましたけれども、どの施設にどの程度の量を備蓄されているのか、お伺いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の粉ミルクの備蓄状況でございますが、具体的に申しますと、中央保育園、南部保育園、吉浜保育園、よしいけ保育園の4施設で備蓄をしております。数量といたしましては、各施設におきまして、施設管理者と調整の上、新生児期から使える1本13グラム入りのスティックタイプの粉ミルクとなりますが、こちらを600本、アレルギー対応の1缶800グラム入りの粉ミルクを2缶、それぞれの施設で備蓄をしている状況になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。

現在は、福祉避難所である4施設で粉ミルクを備蓄しているということでしたけれども、どの施設にどの程度の量を備蓄されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 今申しました答弁と重なる形になりますが、福祉施設でございます中央保育園、南部保育園、吉浜保育園、よしいけ保育園の4施設に備蓄してございまして、内容といたしましては、1本13グラム入りのスティックタイプの粉ミルクを600本、アレルギー対応の1缶800グラム入りの粉ミルクを2缶という状況になっております。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御答弁ありがとうございます。すみません、失礼いたしました。

ミルクの備蓄につきましては、現在、福祉避難所での備蓄となっておりますけれども、福祉避難所で受け入れることができる人数は限られていると思います。乳幼児を持つ多くの市民が小・中学校などの一般避難所に避難して生活することも十分想定をされます。福祉避難所に加え、一般避難所においてもミルクの備蓄を進めていくことも必要と考えますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 議員のおっしゃるとおり、一般の避難所で使用する備蓄食糧といたしまして、従来のアルファ米等に加えまして、乳幼児向けのミルクについても、備蓄を今後進めていく必要性はあると考えております。

答弁の中で申しました5カ年計画の見直し時期や新たに発売されます液体ミルクの状況等を注視しながら、今後調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） 御答弁ありがとうございます。

液体ミルクは粉ミルクと違いまして、お湯で溶かす必要がなく、水や水を沸かすための燃料の確保が難しい災害時に有効に活用できます。また、乳児がおなかをすかせて我慢することはできませんので、母子が安心して避難生活を送るためにも、ぜひ進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、地区防災計画について、再質問させていただきます。

以前は、防災対策は行政が行うべきものという風土や認識が根底にありましたけれども、東日本大震災や熊本地震などでも明らかとなり、近年は自助、共助の重要性が広く認識されるようになってきました。地区防災計画は自助、共助による防災対策を推進するためにも重要な計画であり、この制度が始まり、既に5年を迎えようとしています。全国的に策定が進まない状況であります。県内や近隣市の策定状況を把握されていたら、教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 御質問の県内の地区防災計画の策定状況につきましては、現在、把握している範囲となりますが、岡崎市さんにおかれまして、市がモデル地区を指定いたしまして、平成27年度から平成28年度の2カ年にわたりまして、8町で作成をされております。また、名古屋市では、平成28年度に1学区で策定をされてみえる状況でございます。近隣市におきましては、本市も含めまして、現在のところ、作成には至っていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 16番、小野田由紀子議員。

○16番（小野田由紀子） わかりました。御答弁ありがとうございます。

県内におきましても、策定はこれからという自治体が多いということがわかりました。

昨年の全国各地の地震の発生状況を見ますと、南海トラフ巨大地震の発生も刻々と近づいているのではないかと思いますし、昨年の西日本豪雨のような集中豪雨も心配されます。高浜市においては、地区防災計画につきましては、町内会が作成している計画を基本に、今後調整を重ねていくという御答弁でございましたけれども、今、御答弁のありました岡崎市など、既に地区防災計画を策定しております自治体を参考にするなど、早い段階での計画の策定に向けて取り組みを進めていただくことを期待させていただきたいと思います。

以上で、私の6期24年間の質問を終わらせていただきます。

市長を初め、当局の皆様には、毎回誠実な御答弁をいただき、また多くのことを実現していただき、感謝の思いでいっぱいでございます。まだ少し任期は残っていますが、今後は一市民として地域に根を張り、少しでも御恩返しできればなというふうに思っております。

今後も市民との信頼関係をベースに、しっかりと引き続き高浜市のまちづくりに取り組んでいただきますようお願いを申し上げまして、私の質問を全て終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は13時30分。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、黒川美克議員。一つ、高浜市の情報公開について。一つ、高浜市公共施設あり方計画について。以上、2問についての質問を許します。

6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

平成30年12月定例会の一般質問でも質問いたしましたが、市民の多くの方々から、勤労青少年ホームの跡地発生土運搬処理については、疑問の声が多く寄せられていますので、前回に引き続き質問をさせていただきます。明確な答弁をお願いいたします。

まず、高浜市の情報公開について質問いたします。

高浜市情報公開条例では、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市が行う諸活動を積極的に市民に説明する責任を果たすため、市が保有する行政情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、開かれた市政を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって市民が主体となった自治の進展を図ることを目的とすると規定されています。つまり、透明な行政を行うために、市は積極的に説明責任を果たしていくということです。

私は、これまで幾つかの情報公開請求をさせていただきましたが、グループによる対応がまちまちで、都合が悪い情報は出さない傾向にあるのではないかと実感しています。つまり、情報公開に対して堂々と対応していないように見受けられます。近隣市に聞くと、設計業者からの開示請求が多くあるということで聞いております。本市において金入り設計書の情報開示について、中央公民館解体工事以前の金入り設計書開示請求に対して非公開としたり、あるいは全ての金額を塗りつぶして開示した事例はあったのか、まずお聞きします。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 中央公民館解体工事以前の金入り設計書の情報公開請求に対する対応ということでございます。

平成29年度に、中央公民館解体工事の金入り設計書の情報公開がございました。それより前にさかのぼりますと、平成24年度に同報無線の設備工事の金入り設計書の情報公開がございました。この間、情報公開請求はございませんで、24年度の公開請求は全部公開をいたしております。

したがいまして、御質問の中央公民館解体工事以前に非公開としたもの、部分公開とした事例はあったのかということについては、ございませんでという回答になります。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 中央公民館、市庁舎、勤労青少年ホームあたりから急に出さなくなった印象を受けますが、出すと何かまずいことでもあるのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 何かまずいことがあるのかということでございますけれども、情報公開制度につきましては、原則公開といたしているところでございます。しかしながら、情報公開条例に非開示事由というもの規定をされております。したがって、個々の請求に対して該当する個別の公文書について、非公開事由に該当するか否かを案件ごとに判断をいたしているところでございます。

したがって、何か出すとまずい、まずくないということ判断基準にしているわけではございません。金入り設計書というものに着目しているのではございません。条例上の非公開事由に該当するか否かにより、個別に判断をすることになります。非公開事由に該当すると認められるような場合は、公開することは適切ではございませんので、その結果として、部分公開になったり、非開示になったりということをございます。したがって、一律に公開、非公開とするものではございません。

実際のところも、先ほどの御答弁で申し上げましたように、非公開事由に該当するような事由がなければ、防災無線の金入り設計書の例で申し上げれば、全部公開を行っているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 情報公開の最終決定権者は誰になるのか、またそれは何の基準に基づき公開の有無を判断しているのか、お答えください。先ほど条項が幾つかあると言いましたけれども、実際に私が情報公開を請求してやった中では、これはおかしいじゃないと言われるものが幾つかありましたので、不服申し立てをさせていただいた案件はありますけれども、まだそれに対して何ら返事もありませんので、その辺もあわせてお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、情報公開請求の決定権者が誰になるのかということと、何に基づいて公開の有無を判断しているのかの2点についてお答えを申し上げます。

まず、情報公開請求の決定権者につきましては、決裁規程におきまして、グループリーダーの専決事項に指定をされております。したがって、一義的にはグループリーダーが判断をするということになります。しかしながら、決裁規程において重要、もしくは異例と認められる事項、新たな事項、規定の解釈上疑義がある事項は上司の指示を得るということでございますので、これは事案ごとにケース・バイ・ケースということでございます。

2点目のどんな基準に基づいて開示、非開示の決定をしているのかということでございます。

れども、情報公開条例の第7条に非開示事由が規定をされております。どのようなものが該当するのかということをお申し上げますと、法令秘情報、個人情報、法人に関する情報、行政機関の意思決定過程情報、また行政機関内部の事務事業情報ということで、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすようなもの、こういったものについては非開示事由とされているところでございます。

したがいまして、ただいま非開示事由が規定をされているということをお申し上げましたけれども、逆に非開示事由に該当するものは開示をしてはならないという義務もあわせて持つところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、るる条項の説明をいただきましたけれども、内部で金入り設計書の開示請求に対する開示の基準、これを決めているのかどうか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 内部的な基準ということでございますけれども、金入り設計書につきましても、例えば土木系のものであるとか、建築系のものであるとか、その設計書のつくり方が工種ごとに異なったりしております。また、業者からの参考見積もりをいただいて設計書を作成するようなものもございます。また、市が策定するものの中には、県の単価を用いている、その中で県の単価については非開示とされているものもございます。したがいまして、金入り設計書のつくり方がそれぞれでございますので、こういったものについて一律に統一基準を定めるというのは困難な状況にございます。したがって、基準については定めておりませんということでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 開示の基準はないということで理解をします。

平成31年第1回高浜市議会臨時会において、平成31年1月17日の裁判所との協議では、裁判所から行政訴訟に和解がなく、また市の開示しない理由が裁判所に理解できないことから、任意で開示することを求められていると思うが云々との質問に対して、総務部長は、まさに訴訟中の案件でございまして、御質問の内容は、市の訴訟の対応方針になることですので、この場での回答は差し控えたいとの答弁でした。

私が知人の弁護士に相談したところ、裁判は公開で行われており、裁判中を理由に答弁をしないのはおかしいのではないかとということでございましたけれども、どのような準備書面を出されたのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、どのような準備書面を出したのかということの前に、1月28日の臨時会の私の答弁の引用がございましたので、そのことからお答えをさせていただきたいと思っております。

御質問の中で、公開の法廷の中で議論をされていると、裁判は公開で行われているというような御質問がございました。1月28日の臨時会で御質問をされたのは、これは公開の法廷の中で行われたことではなくて、裁判官が原告と被告をそれぞれ個別に呼んで、進行協議という中でお話になられたこととございます。そうした原告と被告しか知り得ないことを、6番議員が議会という公の場で御質問されました。その質問の内容がまさに市が今後どのような方針で訴訟に臨んでいくのか、まさに市の訴訟の対応方針でございますので、お答えを差し控えさせていただくということで申し上げたものでございますので、その点については、御理解を賜りたいと思います。

次に、どのような準備書面を出したのかということでございます。

これにつきましては、まず2点、市のほうは主張をいたしております。

1点目が、金入り設計書については、業者の参考見積もりにより作成する場合があるということがございます。したがって、そうした業者の参考見積もりによる金入り設計書を公開することが、業者見積もりを公開することと等しくならないだろうか、そうした見積書が公開されるというおそれを含んでおりますので、そういったことが公開されることで、今後参考見積もりの任意の協力が支障が生じないだろうか、そうすることで、今後の設計業務でありますとか、予定価格の設定に支障が生じないだろうか、そういったことが1点でございます。

また、2点目でございますけれども、金入り設計書の設計単価を公開するということが、それが、当市では解体工事も今後予定されるわけですけれども、そういった類似工事が予定されている場合、類似工事の入札に支障がないだろうか、当市では一部そういった理由の2点を市のほうとしては主張をしているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 私は、過日、刈谷市の給食センター跡地の土壌改良事業の設計書の情報公開を刈谷市に請求をさせていただきまして、全部公開をしていただきました。愛知県を初め多くの市町村で公開されています。なぜ高浜市は公開しないのか、その理由をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これは、先ほどの御答弁の繰り返しとなりますけれども、当市の作成している金入り設計書は、全てが市の独自基準に基づいて作成をしているものではございません。県の工事単価や業者の参考見積もりをもとに作成をするもの、また外部に委託して作成をするもの、さまざまでございます。そうしたことから、公開によって提供元の正当な利益を害さないだろうか、業者からの参考見積もりに基づく場合は、見積書の単価を公開することに等しくならないだろうか、それが今後の参考見積もりの協力が支障を及ぼさないだろうか、そういったことを個別に判断をして対応しているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、見積書を参考にしているだとか、そういう云々という話がありました

けれども、それは設計書のところの普通のところだと、大体見積書で取っただとか、それから県の単価によるだとか、いろいろなことが書いてありますけれども、うちのほうの設計書にはそういった部分のくだりは、私は承知しておりませんが、今まで全部そういうような形で表示はされているわけでしょうか、どうぞ。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 私は、金入り設計書の全てを掌握しているわけではございませんので、知り得る限りでの御答弁ということになります。摘要欄といいますか、備考欄というものがございます。その備考欄の中には、業者見積もりでありますとか、そういった根拠にかかわるものが記載をされているものがございます。

今、他市の例を引用されましたけれども、逆に他市の例はそういった引用元が逆に記されていない、そういったものもあるやに承知をしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） これ以上やっても水かけ論ですので、次の質問に移らさせていただきます。

刈谷市では紙資料は1枚10円、CDで請求すれば1枚100円で交付してもらえます。高浜市も紙資料は1枚10円でございますけれども、CDで交付できるようにならないのか、検討をお願いしたいと思いますけれども、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 高浜市でもCDによる交付ができないかという御質問だと思いますが、過去におきましても、CDによる写しの交付の実績はございます。一律には対応しないものではありません。案件により異なりますが、情報公開条例の第10条の規定に基づいて、写しの作成及び送付に要する費用を御負担いただいで対応することが可能な場合もございますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） そうすると、その場合のCDの交付の手数料は幾らになるわけでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） 一律に幾らというわけじゃなくて、あくまでも実費の部分で御負担をいただくという形になります。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 実費の負担というのは、実費幾らでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 実費でありますので、具体的に幾らと定めているわけではなくて、実際にかかったであろうと見込まれる、そういった費用の御負担をいただいた例があるということで御答弁申し上げたところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に移らせていただきます。

9月議会で、企画部長は、同報系無線は、開示しているのはコンサルが作成したものであるから、施工、施工単価等、コンサルにお伺いをしてお出ししてもよろしいですかという確認のもとに開示をしたということでございますとの答弁でした。業者が単価を公表してもよいということであれば公表できるということか、また業者が認めなければ金入り設計書を開示できないということかをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほどの御答弁の繰り返しになりますけれども、情報公開条例には非開示事由というものが定められております。したがって、その情報が法人の事業活動にかかわる情報であったり、行政の事務事業の円滑な遂行に支障がある場合でありますとか、そういった条例の非開示事由に当てはめて判断をいたしております。したがって、業者に聞いてその可否を判断しているわけではございません。ただ、情報の中に業者情報、第三者情報が含まれる場合は、参考に御意見をいただくということはあるわけでございます。

その上で、平成24年度に開示、全部公開をした同報系無線の例で申し上げますと、そういった非開示事由に該当するおそれがないということで、全部公開をいたしたところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 言われることがよく理解できませんけれども、一応、業者が公表していいかだとか、そういったことを業者に確認してやったのではないと、そういうことでよろしいわけですか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） あくまでも情報の開示をするのか、非開示とするのか、部分公開をするのか、その決定は執行機関でございますので、執行機関の判断によって決定をいたしているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） よくわかりません。

次の質問とも少し関連しますが、設計書の関係ですので、ここであえてお聞きします。

勤労青少年ホームの跡地発生土運搬処理の設計書は、業者の見積もりを参考に作成したということですが、この見積もり業者は青少年ホームの解体、または残土処分の入札業者か、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これは、先ほど市が金入り設計書の単価の非開示と判断をしている理由のところでも申し上げましたけれども、どこの業者から参考見積もりをとって、それを参考に

したのかということをお答えを申し上げるということは、その業者の見積もりの内容を公にすることに等しいおそれがございますので、個別具体の業者名については、これはお答えを差し控えるといえますか、お答えをすることはできませんので、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、業者の名前はお答えできないというお話なんですけれども、入札メンバーの中の入札メンバーの見積もりで設計書を作成したということであれば、官製談合防止法、公契約関係競売等妨害罪に抵触するおそれがあります。疑われないためにも業者が作成した設計書を公表すべきではないかと思っておりますので、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 業者からの参考見積もりを参考にして設計書を作成する場合があるということはお答えいたしました。しかしながら、その見積もりについては複数者からとって、金額的な内容について最も安価な金額を採用するであるとか、そういった作成をしております。したがって、ただいま6番議員から御指摘のありましたようなことについては、当たらないというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、答弁されましたように、10月12日のときの入札のことでございますけれども、そのときの入札書の見積もりは何社からとったわけですか。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 参考見積もりということで、3社から口頭でお聞きする等のことで決定をしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今3社ということ、口頭だとかということをおっしゃってございましたけれども、実際に設計書をつくるときに、口頭や何かで見積もりをとっていいと、そういうような内規になっておるわけでしょうか。どうぞ、お願いします。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 私が口頭というのは、書面が全くないということではございません。それは、金額的に例えばいろいろ工種がございますので、その工種が妥当であるかどうかということの判断のときには、市場価格というか、そういった部分でお聞き取りをしながら、書面でも当然準備をしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 3社から見積もりをとっておいて、なぜ入札ができなかったか、その辺のところの理由はどのように把握してみえるのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 入札については、9者指名をいたしまして、2者からの応札がございましたので、それは入札自体は有効に成立をしているというふうに判断をいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） なかなか的を得た答弁はいただけませんので、次に移らせていただきます。

まず、説明を聞いてもよくわかりません。金入り設計書の非開示理由が、係争中であるだとか、職員が設計しているにもかかわらず、業者の見積もりで設計をし、その数量は余りにも過大であるのに、12月の一般質問での答弁からわかるように、検査は業者から出された書類に基づいて行っている。専門業者が施工しているので、数量が減っても変更しないなど、適切な予算の執行がされているとは考えられません。工事が工期限内に完成し、完成検査によって工事目的物が設計図書に適合していることが確認されれば合格、設計図書に合格とは、請負者は出来高管理基準及び品質管理基準により測定した各実測値は、全て規格値を満足しなければならないという当たり前のことを実施してください。市民に知られることは都合が悪いので、非開示としているとしか思えません。市民よりも業者の利益を守ることを優先しているとしか思えません。設計書を見ただけではわかりませんでした。議会での答弁を聞いていますと、業者から見積もりをとって、その見積もりで入札をしたということがわかります。このようなことは、官製談合防止法、公契約関係競売等妨害罪に抵触すると疑われます。県や近隣市では、金入り設計書を公表しているのに、高浜市は業者が見積もった設計書だから公開しないということでは、余分な支出がされているのではないかと市民の疑いがますます深まり、訴訟にもつながりかねません。開かれた市政を推進し、市政に対する市民の理解と信頼を深めるという情報公開条例の目的に沿って、情報を正確に公表し、市民に積極的に説明するよう要請しておきます。

次に、高浜市公共施設あり方計画について質問いたします。

まず冒頭に、さきの1月28日開催の31年第1回臨時会の12番議員の質問に、総務部長が、議案については市長が提案します。議案についていろいろ質疑がある中で、議長より説明員としての出席を求められています。したがって、我々は出す議案に対して、説明員としてそれは部局に限定されませんので、そうしたことでお答えさせていただいておりますとの答弁がありました。高浜市には、高浜市事務分掌条例及び規則があります。そこには、市長の権限に属する事務を処理するための組織及び事務の分掌が決められています。議会の委員会では、事務分掌に基づき、総務建設委員会、福祉文教委員会と別れているのではないのでしょうか。職員のOBからも全く考えられない事態で、事務分掌を無視して誰かが組織をゆがめているのではないかと厳しい口調で言われたことがあります。

担当でもない人が本会議で答弁する、普通あり得ないことではないのでしょうか。私には特に勤労青少年ホームの跡地発生土運搬処理について、かわるがわる部長が出てきて、例えば、企画部長は何の権限に基づき答弁しているのでしょうか。また、事務分掌に基づかない答弁が繰り返さ

れていますが、本会議では事務分掌に基づかなくて答弁ができるとするならば、その根拠を明確にお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） ただいま事務分掌条例を引用されて、その事務分掌条例の所管外の部長が答弁をする根拠という御質問をいただきました。

事務分掌条例につきましては、その根拠は地方自治法にございます。地方自治法の158条の第1項にその根拠があるわけですがけれども、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を置くことができると。この場合において、直近下位の内部組織でありますので、部でありますけれども、部の設置、その分掌する事務については条例で定めるとされております。

それぞれの規定には、その規定の目的だとか、制定の狙いというものが、これはあるというふうに考えられます。この158条の趣旨は、その適正な編成を担保するために、これを議会の承認にかからせるために条例で定めるということにしているわけであります。組織の簡素化、効率化、能率化に適合するように条例で定めて、議会で御議決をいただくということでございます。したがって、事務分掌条例の目的、狙いがそういったところにあるとするならば、その事務分掌条例に定められた部長でしか回答ができないということではなくて、あくまでも我々は説明員として、また市長部局であれば市長の補助機関の職員として出席しておりますので、そういった範囲でお答えをする、答弁をすることが、事務分掌条例上、それを逸脱しているというものではないという判断をいたしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に移らせていただきます。

中央公民館取り壊し事業、市役所庁舎整備事業、高浜小学校整備事業、勤労青少年ホーム跡地活用事業のそれぞれの事業において、かなりの変更、増額がされておるわけですがけれども、変更前の契約金額と変更後の金額と増額金額の主な増額理由をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、中央公民館解体工事、それから勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事について、文化スポーツグループのほうからお答えをさせていただきます。

中央公民館解体工事につきましては、昨年6月に6番議員のほうから一般質問いただき、お答えしておりますけれども、当初の契約額は1億3,478万4,000円でございます。その後、杭抜き工事に当たりまして、地下水の排水対策が必要となったということから、29年7月に5,301万720円を増額する変更契約を結んでおります。それから、30年3月に、解体工事の杭抜きの実測量が減少したということに伴いまして、727万7,040円を減額する変更契約を締結しております。よっ

て、中央公民館解体工事の最終的な契約金額は、1億8,051万7,680円でございます。それから、29年3月に、地下の機械室の配管保温材にアスベストが含まれるということで、その除去のために、契約金額を720万円とする中央公民館アスベスト除去工事を契約しております。ですので、アスベスト除去工事も含めた中央公民館解体工事に関する最終的な契約金額は、1億8,321万7,680円でございます。

それから、続いて勤労青少年ホーム解体工事及び南テニスコート撤去工事についてでございますけれども、当初の契約額は4,298万4,000円ございました。その後、青少年ホームの建物の基礎撤去作業中に地中埋設物を発見したことから、跡地活用事業者と締結した事業契約に基づいて跡地を使用できる状態で引き渡すために、敷地出入り口周辺やテニスコート整備箇所のすき取り、それから青少年ホーム跡への埋め戻し土の購入など、691万5,000円を増額する変更契約を締結しまして、最終的な工事金額は4,989万8,160円となっております。

○議長（鈴木勝彦） 行政グループ。

○行政G（中川幸紀） それでは、庁舎整備事業につきまして、行政グループのほうから申し上げます。

市役所本庁舎整備事業における契約金額の状況につきまして、まず当初の契約金額は税別で30億7,734万円です。その後、光熱水費を市が直接支払うといたしまして、第1回変更契約を締結し、次いで外壁アスベストの除去費用として、第2回変更契約を締結いたしました。その後、公租公課の取り扱いや工期変更に係る変更契約を行っておりますが、金額の変更はありませんでしたので、現在の金額は税別で28億9,934万円となっております。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 学校経営グループ。

○学校経営G（岡島正明） 高浜小学校等整備事業の契約金額につきましては、当初の契約金額は47億9,766万8,421円で、現在は48億2,645万9,933円ということで、2,879万円余の増額となっております。

主な増額理由でございますが、事業契約に基づきまして、建設物価の上昇により、第1期建設工事費のサービス対価を改定したことによるものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） いろいろと数字を言っていただきましたけれども、かなり庁舎のほうについては、電気代を実費負担にするだとか、そういうふうな形で減額になっておりますけれども、ほかのところはかなり増額になっております。そういったことや何かもきちっと事前に精査をしていただきたいというふうに思います。

次に、公共施設推進プランには、リース契約満了後の市庁舎の姿が示されておられませんけれども、財政計画と連動させるならば、再リースとか何らかの財源を入れる必要があると思っております。

なぜ示されていないのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、長期財政計画上については、ランニングコスト、維持管理費用については計上いたしております。その上でなぜリース期間後の費用が、リース期間満了後、20年後の費用が計上されていないのかということでございますけれども、まず原則として、事業用地は更地にして返還をしていただくという契約になっております。しかしながら、期間満了前に賃貸借の継続について協議をすることといたしております。そのリースアウト後の選択肢としては、先ほど申し上げましたように、原則として更地にして返していただく、または機械設備はそのままにして再利用する、あるいは機械設備を更新していただいた上で再度リース契約をする、あるいは有償で、または無償で譲り受けて市のほうが設備関係の整備をしていく、そういったいろいろな選択肢が考えられるわけであります。

したがって、現時点で選択肢として決まっていないものを金額として計上するという事は、それは非常に計上が難しい、しにくいということがございますので、具体的な金額は計上いたしておりません。しかしながら、5年前でありますので、公共施設の推進プランでは、平成で申し上げますと、45年から49年にかけてあり方を検討するという事で、それはその時期にきっちり協議しますよと、その上で選択肢が決まれば、当然ながら、具体的な金額については計上させていただきますこととなります。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 次に、青少年ホーム跡地発生土運搬処理についてお聞きいたします。

本件については、行き当たりばったりの対応で処理費用は倍増で不透明、処理には時間がかかり、臨時会を開いても補正の変更、さらに3月には追加で事業費の組みかえが再度提出されるなど、信頼を損ねるようなことが起きています。

そこで、改めて平成30年7月27日開催の第4回臨時会で補正予算を可決しておきながら、なぜ10月12日に入札実施するまでの時間がかかったのか、事務の怠慢にも思えますが、その理由を明確にお答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） なぜ時間がかかったかということでございます。

7月に補正予算を計上した段階では、設計書のもととなります積算書、こういったものはできておりましたけれども、仕様書の詳細検討などいろいろな調整事もございまして、このようなスケジュールの中で入札を実施したという経緯でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 31年度第1回臨時会の中で、9番議員の質問に対して、こども未来部長は、今回の処理方法は発生土等を中間処理施設において分別処理し、原料として使用できないものは

最終処分に出すが、発生土の主な内訳が瓦やれんがであることから、原料として再生利用可能なものについてはセメント原料として焼却、焼成処理を行い、現状は建設工事は現在、内装工事に入っており、今後は駐車場設備工事に進んでいくという段階であり、多くの工事車両が限られた敷地の中で動かなければならない状況にあり、テニスコート敷地に仮置きされている発生土等を跡地の出入り口から搬出することは困難であり、搬出後にかかるテニスコート整備工事についても、4月1日からプールが供用開始されれば、安全上とともにプール建物や隣地との区画を仮囲いで区分すると答弁していますが、前回の平成30年10月12日の入札時の事業内容との相違については、3年の分割工事がなくなり、新たにあずまやの撤去と進入路の設置が増工されるだけで、当初予算の1億3,000万円から2億4,500万円に増額補正された理由を明確にお答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 1月の補正予算の主要新規事業の概要の中にも記載しておきましたけれども、発生土の場外搬出処理と搬出経路の設置、撤去、スポーツ施設拠点や施設やその隣地との仮囲いの撤去、そういったものは入ってございます。ただ、処理につきましては、短期間にこれだけの大量のものを外に出す必要がございますので、処理地の隣地に一時仮置きを借りました、そこへ仮置きするという必要もございまして、そのためには、その土地を、処理の中に入ってはございますけれども、仮置きをする場所を借りたりですとか、そこで積みかえをするという、そういった経費も単価の中には入っておるといふふうに聞いておりますので、経費は前回に比べれば高くなったという経緯はございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それだけの内容では、1億円余もプラスになるというふうには思えません。また、そのことについては、後から後日また検証をさせていただきたいと思えます。

それから、市が委託契約を結ぶ業者は、他市の仕事をしていると思いますが、安城市に情報公開請求をすることを考えていますが、4万円以下で契約するのではないかと思います。これは、今まで安城が廃棄物を推定約8,500立米で、処理費用は3億5,000万円で、処分費用は1立米当たり約4万円ということでした。昨年7月臨時議会で示された金額と同じであることから、4万円が適正な単価ではないか、高浜市の立米6万円は余りにも高いと思います。市は処理費用の妥当性をどのように検証してみえるのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） お問い合わせ、今御質問なされた安城の産廃物というか、ガラ排出のことだと思いますけれども、安城市にちょっと確認をしてみますと、安城市さんの場合は、当時、工場造成予定地の中で粘土をこうやって掘ったような穴から瓦れきの層が出てきたということで、あちらの資料としては、それをふるいにかけて、市は完全に除いて、ガラだけにして処分するというやり方で、高浜市のような、私ども、今、例えば青少年ホームのような狭隘な

場所では、そういった砂とガラを分けることというのは、この場所ではできませんので、勢いそういった形での、市の処分の仕方が違うというふうに御理解願いたいと思いますけれども。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、こども未来部長に答えていただきましたけれども、確かにあそこの処理のところは、中に機械を持ってきて、それで処理をすると、そういったあれということは、私は聞いております。ただ、最終的にほとんどこの8,500立米のガラは郊外へ搬出する、そういう計算で聞いておりますので、実際にその辺の4万円と6万円、前にこれは議会のほうにも、いわゆる最終処分場へ持っていくのが4万円、それから中間処理をするのが2万3,000円。今の話じゃないですけども、最終処分場へ持っていくのが4万円なんですよ。

そんだもんで、片一方のところは、安城が4万円というのが、説明の仕方が悪くて申しわけないですけども、もともと私のほうが、副市長が4月のときに出された資料には、最終処分場へ持っていくのが4万円、中間処理するというと2万3,000円、そういったことの手紙を出してみえるわけですね。それが何で今回1立米当たりが6万円になってしまうのか、その辺のところの検証をどのようにしたか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、安城市の例が出ましたけれども、安城市の場合は、先ほどこども未来部長が答弁いたしましたように、粘土を採取しておいたその部分に、当時埋め戻しとしてとった後に土を入れなければいけませんから、そのかわりに瓦、それからコンクリート、タイル等が層のようにきちんと入っておいたというような状況だそうです。

私どもは、議員も何度も現場のほうを見ていただいておりますが、例えば瓦くずが分離をされて、一部きちんと分かれておるような状況ではございません。混合されたような形の中で、瓦が多いところもあれば、例えばコンクリート、それからレンガが片が少ないところもあれば、そういうような土に混じった状況であるということと、それから安城市さんのように、その後に、そこで現場である分別をして、その土がまたそこで郊外へ出すわけじゃなくて、造成工事ですので、そこに使われるというような話を聞いておりますので、一概、具体的にきちんと中身を全て設計書だとか、そういう状況のことを聞き取ったわけじゃございませんけれども、聞いておる話だと、私どものほうとは少し違うんじゃないのかなというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 議論をしても水かけ論ですので。

この2億4,500万円については、市民から不信の声が上がっています。事後でも結構でございますので、その交渉過程と処理費用の根拠を明らかにしていただきたいと思いますが、明らかにしていただけますか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 少し年月を追って説明をさせていただきたいと思います。

まず、昨年7月には、市内の事業所を使いながら、少しでも安価にやれるように、年月をかけながらやっていきたい、これが一番最安価でできる方法だということで、それを目指してやってまいりました。これが7月のときでございます。

御案内のとおり、10月に契約辞退という、市にとっては不可抗力の事態が起こったときに、私としては、その後に、また仮に、再入札も非常に課題が多いですが、先ほど申し上げたように、7者も入札辞退があった案件でありますので、次にまた適正な入札ができるかという大きな問題がありましたが、私は最初に確認したほうがいいかなというのは、4月1日に、プールは当然ですが、テニスコートを含めて4月1日にスタートできるのかどうか、ここが肝心だろうということで、その時点で最初に、私は栗本建設工業に、今回の負担金方式の打診を行いました。そのときの栗本の御回答は、私どもが掘り起こす前にもう既に埋設物があるという前提のものなので、事業としては非常にリスクが高いので、市のほうで処理をしていただけないかということでありました。

ということなので、私どもとしても、それから10月契約辞退から2カ月後を目指して入札をやるにしても、契約は12月下旬か、ひょっとしたら年明けになるかもしれない。そのときに、4月1日テニスコートオープンが間に合うのかどうか、そこところが非常に問題があったので、次に考えたのが、指名競争入札ということを考えました。ただこれも、業者の関係があるので、これについても適切な入札ができるかどうかはわからない。最後、1つの方法としては、1者随意契約ということがございますが、その1者随意契約の理由も、正直申し上げれば見当たらないということで、その辺の検討を含めていろいろやってまいりましたが、最後ここが肝心です。コパンさんが栗本さんのほうに、いろいろ問題はあるかもしれないけれども、御社のところで直接処理をしていただけんかというような打診がどうもあったようです。今回のように進めてきたということで、今回の単価等については、栗本建設が納得をする安全性の高い処理方法と信頼性の高い業者をお願いをしたい、これは市としては了とせざるを得ないので、ただ、やっていく中で、経費の削減があるはずなので、それについては、負担金のほうに跳ね返して反映させてほしいという協議は、今現在しておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 言わんとするところはわかりますけれども、そのことをしっかり検証していただいて、きちっとした数字を出してほしいと思いますけれども、そういったことで、今質問したように、後で結構でするので、そういった根拠だとか、それから金額の正当性だとか、そういったものが出していただけるかどうか、再度お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 議員からの資料要求ということで受けとめて、回答をさせていただき

ます。

議会としての資料要求、これは地方自治法の中で規定をされておりますので、そういったものについては、最大限、市のほうとしても対応をしなければならないことになっております。

6番議員からいただいた資料要求について、それに対して応じられるのか、応じられないのか、それは個別の判断になりますので、この場での約束はできないということで御理解いただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） そういったことが、市民に疑問を持たれるもとなんです。出すものは出す、出さないものは出さない。実際にそういった部分公開でも非公開でもいいんですけども、いわゆる全公開せずに先送りしてしまうとか、そういったことが市民に対して不信感を持たれるもとなんですよ。最終的に入札や何かやれば、幾らという数字ははっきり出るわけです。それが、設計金額が高かろうが、最終的に入札した段階で安くなれば市民は納得しますよ。その辺のところをしっかりと考えていただきたいと思います。

時間がありませんので、次に移らせていただきます。

変更協定書の起案文には、市が排出事業者になって720立米を処分すると記載がありますが、市が排出事業者として処分するというところでよろしいですか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 720立米につきましては、県からの指導もございまして、そういったことで、市が主体者となって排出するものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今言われたように、720立米は市が排出事業者として処分するということは、市が契約をして業者に出すと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） そのとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、以前より青少年ホームの産廃処分について、排出事業者と産業廃棄物処理法の適用を西三河事務所の環境保全課が指導したと聞いておりましたので、市に協議内容等、情報公開請求をしたところ、非開示の決定であったので、環境保全課に問い合わせたところ、指導日、協議内容は情報公開請求してくださいと、そういうお話でした。これから請求をしまいがりますが、県との協議、または指導を受けた日を教えてください。それは、協定を結んだ1月29日より前か後か、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 1月30日に西三河事務所において指導を受けております。1月

30日でございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 市が排出事業者となる720立方メートルは、どこの業者に処分を依頼するのか、また既に山積みになっている中から、この解体で出てきた720立米を仕分けすることができるのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 最初に掘り出した720立米について、今、場所はこの辺だというのはわかっておりますので、そこから動かしていく形になろうと思います。それを動かし、動かし、最後まで残しておいて、市が契約する業者が720立米を排出するという形になります。

その業者といたしますのは、今これはさきの補正のときに申し上げましたけれども、栗本建設工業の本体のプールの工事ですとか、テニスの工事ですとか、そういったものを合わせて、トータル的に行っておりますので、私どもが契約する業者というのは、既に栗本が契約した業者で、栗本の工事のコントロールの中で搬出をしていただける業者を契約するのが、一番工事の進捗が円滑に進むであろうというふうに考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、非常に苦しい答弁だと思いますけれども、正直に下請業者の名前を出していただければいいと思いますけれども、実際に栗本建設が下請で、ある産廃業者を利用されますよね。その同じ業者に市は委託で出すと、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 下請業者と言いましても、処分する処理業者から運搬業者までありますので、それはもう既に四、五社はあると思いますので、それぞれの業者と契約を結びながら、今の栗本建設工業の工事の中の進捗状況をうまくコントロールできるような形での流れの中でやっていただくつもりでおります。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 下請業者と直接委託契約を結ぶのであれば、免許があればどこの業者でもよかったのではないのでしょうか。また、仮囲いをして建物とは分離して搬出するのであれば、一般競争入札でもできたのではないのでしょうか。栗本建設しかできないということは、処理業者もお任せ、金額もお任せとなり、官製談合や入札妨害行為に該当しないか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 何度も申し上げておるように、あくまで全体の工事を進めていく中での業者というふうに考えておりますので、その中での搬出業者の栗本が直接委託するところ、市が直接委託するところが一緒になってやっていくという形で考えております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 720立方メートルは免許のある業者と直接契約するのに、免許のない栗本建設には、脱法行為と言われかねない負担金で3,350立米処分するということは、官製談合や入札妨害行為を疑われる可能性があります。720立米を処分する業者は、栗本建設の下請というだけで、補正予算の答弁にあった工事を熟知している業者ではないと思います。栗本建設はどのような経緯でその業者を選定し、処理費用はどのように算定したと聞いているのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 栗本建設そのものは免許を持っておりませんので、当然、搬出はできませんので、そのやれる業者と、主体者はあくまで栗本でございますので、栗本がいろいろな業者と契約を結んでやるという形でございます。その中で、栗本としては、いろいろ見積もりというか試算をされて、その中でこういった業者とやる、その値段が高い、低いを含めて決められたものだというふうに、私ども交渉の中で話を聞いております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） その積算資料を出していただけますか。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） まだ次の業者との契約等もありますので、今は控えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 以前、私が幼保園のガラの搬出の関係で、こども育成のほうに資料要求をして、清心会からどのような見積もりが出ているかということをお尋ねしたときに、そちらのほうは3回分、その数字を出していただきました。それが出せて、なぜこちらのほうが出されないのか、その辺のところをお答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） こども園のほうで出させていただいたのは、見積もりの中の直接費だとか、建設一般管理費だとか、そういったものだと思いますけれども、そういったものに関しましては、青少年ホームについても、今度の市が直接委託する関係もございまして、その委託契約等が終了すれば、お出しすることはやぶさかでないと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） わかりました。

そういうふうに、やっぱり全てきちっと情報公開はしていただきたいと思っております。なまじっかこの部分を出すけれども、この部分を出さない、そういった統一性のないことでは、やっぱり不信感を持たれるもとですので、必ず情報は出していただくと、そういうスタンスに変えていただきたいというふうに思います。

それから、青少年ホームの産廃処分については、コパン及び栗本建設と協定書は1月29日に結んで、負担金で地下埋設物の運搬及び処分の期間、数量、負担金の支払い金額、マニフェストで数量処分先を確認するため提出を求め、負担金は出来高に応じて支払う等を定めていますが、こども園は協定書を同じように作成しているのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 協定書のほうを作成しております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 今、協定書を作成しているというお話がありましたけれども、それは情報公開すれば出していただけますでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほど来からの答弁の繰り返しになりますけれども、その資料が情報公開条例の非開示事由に該当するのかなどなのか、そういった個別の御請求があったときに、どんな文書があって、どれが該当するのか、そういったことを個別具体的に御判断をさせていただくということで、先ほど来、御答弁を申し上げているとおりでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ちょっと質問をしなかった部分がありますので。

情報公開請求でいただいた協定書は、締結日が1月となっており、日付が空欄となっておりますが、変更協定書には1月29日締結の協定書となっているので、現在、コパン及び栗本建設と協定書と変更協定書の締結をしていると思いますが、締結日をそれぞれ教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 協定書の締結日ということでございますけれども、平成31年1月29日に締結し、変更のほうは2月1日に締結しております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 2月1日の変更協定書には、1月29日締結の協定書を変更するとなっております。2日後に変更協定を結ぶのは大変違和感があります。この2日間で変更しなければならなくなった理由をお答えください。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 先ほど議員も申されましたけれども、県のほうから指摘がございまして、変更して720は市が直接行うというものになったものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 県のほうからどのような指導があったわけでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） こども未来部長。

○こども未来部長（大岡英城） 要するに、本来掘り起こした業者が行うか、もしくはその土地

の所有者が事業者になって行く、両方しかないわけでございまして、青少年ホームの解体のときの分は栗本が排出したものでありませんので、市が事業者として排出をするというものでございます。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 時間がなくなってきましたので、議長から催促される前に、まとめに入らせていただきたいと思います。

高取保育園解体工事について、1点だけお答えください。

幼保園の新築工事では産廃が出ていますが、今回の解体工事では——高取保育園の解体工事です——産廃についてどのように確認されたのか、お答えください。これ1点だけです。

○議長（鈴木勝彦） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 高取保育園の解体前の敷地の確認ということでございますが、解体工事に先立ちまして、建設当時の地質調査の資料を確認したり、当時の航空写真を確認したり、台帳上の地歴を確認したりしておりますけれども、それとあわせまして、現在の園庭の敷地を3カ所試掘させていただいてございます。建設当時の地質柱状図によりますと、1カ所は表層2メートル程度は盛り土であり、砂質、粘性土で、れきなど混入となっております。2カ所の柱状図のもう一カ所が、表層2メートル程度は盛り土であります。特段特記があるものではございませんでした。

試掘の結果でございますけれども、園庭内において3カ所、1メートル程度試掘をいたしました。この結果ですが、目立った地中の中からの埋設物というのは認められておりませんし、水が出てくるというようなこともございませんでしたので、そういった判断をしております。

○議長（鈴木勝彦） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ありがとうございます。

行政は結果責任です。勤労青少年ホームの跡地発生土運搬処理については、昨年7月の臨時会で整備を間に合わせるために早急に補正予算を組む必要が生じたことから、臨時会を開く必要があると説明しておきながら、予算議決から半年以上、業者と契約をしていないということは、何もしていないと同じことです。10月の入札では契約できなかったもので、入札後2カ月たっていることから、12月に一般質問で今後のことを聞いたところ、検討していると答弁がありましたが、結果、入札後2カ月何もしていませんでした。議会もチェック機能を果たしていると言えるのか、考えなければなりません。

例えばですが、家を建てる人が翌年4月に入居したいということで家をつくる時、施工者から見積もりを出され、納得をして契約して、半年後工事は何も進んでいないのに、突然5割増しの費用追加が必要で、4月の入居はできないと言われて納得するのでしょうか。誰も納得しません。私は今回の負担金はこれと同じことだと思います。

副市長が7月の臨時議会に提出した1立方メートル当たりの処分費4万円が、処分場の単価が変わっていないのに、半年で5割増しの6万円になることは理解できません。金額は倍増、臨時会で補正予算は次々と組みかえられ、迷走に迷走を重ね、市のやっていることは全く信用を失っていると言わざるを得ません。今後は市民に対してわかりやすい説明をしていただき、市民に疑惑を持たれることのないようお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は14時50分。

午後2時40分休憩

午後2時49分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、柳沢英希議員。一つ、水道行政について。以上、1問についての質問を許します。

3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、水道行政について一般質問をさせていただきます。

水道の定義であります。水道とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいい、水道事業は原則として市町村が経営することとされております。

この水道事業につきましては、昭和40年以降の高度経済成長期に整備され、全国に普及。今では国民、市民にとってとても大切なライフラインであり、道路や橋梁などとあわせて重要なインフラ整備の一つと言えます。

しかし、現在、多くの地域で水道管の破裂といった事案が、厚労省の発表では年間2万件を超える漏水、破損事故等が発生し、マスコミにおいても大きく取り上げられるということがふえ、老朽化していた水道管の破裂による水道水の噴出映像から、自分のまちや地域の水道管は大丈夫なのかという不安を抱える人も多いと思われまます。

高浜市では、40年先でも健全な財政運営を目指し、平成27年度に策定された長期財政計画と公共施設総合管理計画を毎年見直しを図りながら連動させていくことで、現在の高浜市にある公共施設が将来の高浜市に財政的な不安を残さないよう、建物の統廃合、機能の移転、再配置に取り組んでいるところでありますが、あわせてインフラ整備、この水道事業も考えていかなければなりません。

水道事業は、原則、水道料金で運営されておりますが、これから日本の社会構造の変化や節水機器の発達・進化によって、現状のような料金収入を得ることができるのかと言えば、厳しくなっていくことが予想されます。

そこで、高浜市では、これからの水道事業に対してどのようなお考えを持っているのかを質問させていただきたいと思います。

まず初めに、平成21年に作成された地域水道ビジョンは、水道事業を所管している厚生労働省から作成の推奨を受け、策定されたと認識しておりますが、まずその経緯を教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、地域水道ビジョンの策定の経緯についてお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、全国的にも水道事業を取り巻く環境が、人口減少の影響や高度経済成長期に整備された施設・管路の更新に伴う費用の増大、頻発する地震など自然災害への対応といった多くの課題に直面していたことから、平成16年6月に厚生労働省より水道ビジョンの策定、公表がなされました。

地域水道ビジョンは、安心、安定、持続、環境、国際の5つの政策課題を示し、需要者ニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、各水道事業者が中心となって改善・改革への取り組みを進めていくことが必要不可欠であるとし、水道事業者などがみずからの事業の現状と将来の見通しを分析・評価した上で、目標期間を10年程度と定めまして、目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示すものとして作成を推奨してまいりました。これを受け、本市におきましても地域水道ビジョンを策定したものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、平成21年に策定された高浜市の地域水道ビジョンはどのようなものなのか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 高浜市の地域水道ビジョンについてお答えいたします。

高浜市の地域水道ビジョンは、安心、安定、持続、環境の4つの視点から、高浜市が目指すべき目標を水道サービス水準の向上、事業経営の透明性の確保を目的とし、高浜市水道事業のマスタープランに位置づけられる地域水道ビジョンを平成21年3月に策定したものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、その目標に対してどのように総括をされてみえるのか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 目標に対する総括の方法についてお答え申し上げます。

水道事業の多岐にわたる業務を定量的に評価する共通手法といたしまして、日本水道協会が制定いたしました水道事業ガイドラインで示しております業務指標を用い、P D C Aサイクルを活用しながら確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、平成21年からということですが、それを確認された時期というのはいつごろなのか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 確認の時期につきましては、10年後の目標に対して中間地点となります平成25年度末の時点の達成状況の確認を行っております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、今お答えいただきました高浜市の地域水道ビジョンで掲げております安心、安定、持続、環境の4つの指標に対して達成状況がどのような形だったのか、教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 4つの指標について、中間時の目標達成状況についてお答えいたします。

安心では、水道水を無駄なく利用したことを示す原水有効利用率を97%とする目標値に対し、98.1%、安定では、災害に強い水道を目指し、配水管の耐震化率を目標とし、目標値25%に対し、13%でございました。持続では、持続できる水道を目指し、業務活動の能率を示す営業収支比率を115%とする目標値に対し、113.6%、最後に、環境では、環境に優しい水道を目指し、水道水1立方メートルを配水するのに使用する1時間当たり消費電力量を150ワットとする目標に対し、160ワットとなっており、達成率は93.8%でありました。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

安定である耐震化率がなかなか進まないという部分で、おくれの要因というのは下水やガスなどと含めての工事の兼ね合いというのはあるというふうには伺っております。ただ、耐震化が進まなければ、大きな震災が起きたときには、断水が長期化するおそれがあると考えられます。そこで、現在の耐震化の状況がどうなっているのか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 平成29年度末の耐震化率についてお答えします。

配水管総延長22万3,501メートルに対し、耐震管延長が4万5,793メートルとなっております。耐震化率は約20.5%となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

耐震化率20.5%ということでありますけれども、進捗の水準として何か比較できるものがありましたらお願いいたします。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 近隣市の耐震化率についてお答えします。

平成29年度末における近隣市の耐震化率は、碧南市が22%、安城市が31.7%、刈谷市が17.2%、知立市が16.2%とお聞きしております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

近隣市と比較しますと、耐震化の進捗率というのはほぼ同じぐらいなのかなという気もいたします。ただ、地震発災時に避難所となる市内の小・中学校に配水する水道管を耐震化する、重要給水施設配水管布設替工事を計画的に行っていただいておりますけれども、現在の状況がどのようになってみえるのか、教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 重要給水施設配水管布設替工事の進捗状況についてお答えいたします。

平成29年度末の整備状況は、指定避難所である小学校5校及び中学校2校の計7校へ給水する配水管の耐震化計画のうち、6校へ給水する配水管の布設がえが完了しております。残る1校、吉浜小学校へ給水する配水管の布設替は平成30年度、31年度を予定しており、本年度は管路延長671メートルの布設がえ工事の年度未完了を目途に進めております。来年度、残ります414メートルの布設がえの工事が完了いたしますと7校全てが完了いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

来年度末には、指定避難所である小学校、中学校へ給水する水道管が全て耐震化されるということをお教えいただきまして、ちょっと安心ができるかなというふうに思います。

では、再度、耐震化のほうに話をちょっと戻しまして、近年の高浜市では年間どれぐらいのペースで、大体何メートルぐらい水道管の耐震化工事を行ってきているのか、直近3年の延長距離がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 耐震化工事の延長についてお答えいたします。

現在、水道工事では、新たに水道管を埋設する場合や下水道工事や土木工事に伴い配水管を布設がえする工事では、埋設する配水管全てを耐震管にて布設をしております。

直近3カ年の実績で申し上げますと、平成27年度が約3,380メートル、平成28年度が約4,571メートル、平成29年度が約4,653メートルとなっており、3カ年を平均いたしますと、約4,200メートルを耐震管に布設がえをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

年平均4,200メートルという水道管の耐震化をしてきているということですが、実際それにかかる費用というのは大体幾らぐらいなのか、教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 3カ年の事業費で申し上げますと、平成27年度から平成29年度までの配水管布設替工事の総額は、約5億9,500万円を要しました。3年間の平均では、約2億円となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

先ほど耐震化率が20%ほどという答弁をいただいておりますけれども、いろいろな大きさの水道管、口径それぞれ違いますけれども、単純に費用の試算はできないと思いますけれども、耐震化率を100%まで持っていくには、高浜市の状況ですとあと何年ぐらいかかるのか、教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 管種、口径がさまざまで、布設がえに要する費用が異なりますが、施工延長規模で試算いたしますと、平成29年度末の耐震管でない配水管の総延長が約17万7,700メートルでございます。直近3カ年の平均耐震管布設がえ延長が、先ほど申し上げました4,200メートルにて単純に除しますと、42年ほどかかる試算となります。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

42年といいますと、私も生きていくかどうかかわからないような年数ではございますけれども、大体計算をしていくと50年で1スパンのような形で考えていくのかなという形なので、50年で1サイクルと考えて、大体100億円ぐらいかかるのかなというふうに思います。

それでは、水道管の耐用年数というのは何年ぐらいなのか、教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 耐用年数についてお答えします。

水道管の耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則に定められており、配水管は40年となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

では、現在、市内に埋設されている水道管にはどういった種類の水道管がありまして、それぞれの耐用年数というのは何年なのか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 本市の水道事業が使用している主な管種といたしましては、ダクタイル鋳鉄管、塩化ビニール管、ポリエチレン管が使用されています。いずれの管につきましても、法定耐用年数は40年となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

私個人的には、40年経過しましても水道管が使えないとは思ってはおりませんが、インフラ整備計画によると、現在の水道管の更新時期を40年経過後から60年経過後に行うという計画であったと思っておりますが、水道管の耐用年数と更新時期の考え方について教えていただけたらと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 更新時期の考え方についてお答え申し上げます。

本市といたしましては、議員言われるとおり、耐用年数経過後が即、更新といった考えは持っておりません。厚生労働省のアセットマネジメントの実施マニュアルに、実使用年数に基づく更新基準の設定例が紹介されております。水道事業者の実情として、施設の重要度、劣化状況、維持管理状況などを加味し設定するものとされております。関西水道事業研究会における調査事例といたしまして、平均使用年数が59.3年との報告もあります。

インフラ長寿命化方針によるインフラ施設の試算条件は、関連するマニュアルにも耐用年数の

1.5倍という記述もあることから、更新時期を60年経過後としているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

水道管の更新基準の設定例としまして、ダクタイル鋳鉄管、塩化ビニール管、それからポリエチレン管の更新時期というのが何年なのか、わかれば教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 管路の更新基準の設定例といたしましては、ダクタイル鋳鉄管が60年から80年、塩化ビニール管が40年から50年、ポリエチレン管が60年となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

ところで、高浜市内で40年経過している水道管というのは、市内に何メートルぐらいあるのか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 昭和51年度以前に埋設した配水管が40年を経過しており、その延長は、約7,000メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今後、公共施設同様に水道事業においても点検業務、水道管の布設替工事、それから耐震管への布設がえなど、多くの更新費用が必要となってくると思われますが、今後どのように進めていくのか、教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 今後どのように進めていくかとの問いでございます。

配水管の点検業務につきましては、平成29年度より3カ年の計画で配水管の老朽化による漏水調査を実施しております。調査方法は、量水器での戸別音聴調査や側溝などへの地下に浸透した水道水が流入していないかなどの目視調査でございます。

また、配水場の電気設備、機械設備等につきましても、定期的に専門業者に保守点検業務を委託しまして、維持管理に努めているところでございます。

予算御可決前ではございますが、平成31年度予定の重要給水施設配水管布設替工事を終えますと、避難所へ給水する配水管の耐震化が完了いたしますことから、今後、漏水発生箇所等を加味しながら優先順位を絞り込み、耐震管への布設がえを鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

ちなみに、先ほどちょっとお答えをいろいろいただいているんですけども、整備台帳とかのほうは、高浜市はどのような感じになっているのでしょうか。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 整備台帳といいますか施設台帳、配水場の機器がいつ設置されて、今何年経過しているかといういわゆる設備台帳を備えております。また、管路の台帳、市内に管網がどのように入っているかという管路台帳等で管理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

高浜市でもそれなりに水道施設の台帳が、ちょっと事前にもリーダーにちょっと聞いたんですけども、台帳がしっかりと残されているよというふうに伺っておりましたので、そういったしっかり台帳を確認しながら、今後も優先順位をしっかりと絞り込んで進めていっていただきたいと思っております。

ところで、今後、安心・安全な水道事業を目指し、耐震化率の向上を進めるという御答弁をいただきましたが、事業を推進するには、水道の職員の確保、とりわけ技術職の確保が必要と考えておりますけれども、現状はどのようなになっているのか、教えていただけたらと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 水道職員の現状でございます。

本年度の水道事業の職員数は、グループリーダー以下8名の配置予定に対し、技術職員1名減員の7名体制となっている状況でございます。今後、施設・管路等の更新業務が増加すると予想されておりますので、技術職員の確保に向け、人事グループとの協議を重ね、積極的な技術職員の新規採用をお願いしているところでございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

そういうことですので、市長、副市長初め人事グループ、よろしく申し上げます。

また、事業を推進していくには、人材確保も必要ですけども、財源の確保というのも必要であると考えております。近年、水道料金が上昇している自治体があるというふうによく聞きますけれども、高浜市の料金改定の状況はどうか、教えていただけたらと思っております。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 料金改定の状況についてお答え申し上げます。

最初に、平成30年4月1日現在の営業中の水道事業体1,328の水道料金改定状況について、日本水道協会が調査を行っております。その結果、平成29年4月2日から平成30年4月1日までの1年間に料金改定を行った上水道の事業体数は68事業体で、集計事業体に対する割合は5.3%でありました。平均改定率は11%であったとの報告がありました。

そこで、本市の料金改定につきましては、消費税の改正に伴う料金改定を除きますと、平成14年4月に県営水道の料金改定に伴う料金改定をさせていたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

高浜市の水道というのは、100%県営水道ということで、愛知県の料金改定が高浜市の料金に大きく影響をしているということであると思っておりますけれども、県営水道の料金改定の動向がもしわかれば教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 県営水道の料金改定の動向についてでございますが、現行の企業庁経営戦略の収支見通しといたしましては、料金収入の減少、地震対策や老朽化施設の更新等があるため、平成37年には収支がほぼ均衡する見通しであり、資金残高も減少しているとお聞きしておりますが、具体的に料金改定につきましては、今のところ明確なお答えはいただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

当面、料金改定のことはないのかなというような気はいたしますけれども、今お答えをいただいた中で、資金残高の減少というお話もありましたけれども、高浜市の資金残高というのは幾らあるのか、教えていただけたらと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 水道事業の現金預金についてお答えいたします。

平成29年度決算で申し上げますと、年度末においての未払い金を差し引きいたしました現金預金は、約8億6,000万円でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

現金預金で8億6,000万円というお答えをいただきましたけれども、この現金預金の残高として、高浜市のこの預金の水準というのはどういった位置にあるのかなというのを、ちょっと教え

ていただけたらと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G（杉浦睦彦） 高浜市の現金預金の水準についてお答えします。

著者、株式会社浜銀総合研究所地域経営研究室室長、佐藤裕弥氏の「新地方公営企業会計制度」によりますと、給水人口3万人以上5万人未満の都市の現金預金平均残高は、8億3,600万円となっております。

今後の建設改良費や企業債償還金を考慮し、給水収益の1年分程度を現金預金として保有しているのが平均的な姿であるとのことから、本市におきましても平均的な現金預金の金額と認識しております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

今後のためにもちょっと押さえておきたいのですが、当市におけるこの保有預金の目的を教えてくださいいただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 本市の保有預金の考え方でございます。

仮に、大規模災害などによって料金収入が一時期途絶える状況下でも、水道事業が継続できる1年分の水道事業費用の備えと、それから今後増大する管の更新及び耐震化事業費の準備金と考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

ちょっとそのお答えを聞いておきたかったなと思いましたが、質問をさせていただきました。今後も安定的な経営に努めていただきたいなというふうに思っております。

それでは、もう一つお伺いしておきたいのですが、昨年12月に成立しました改正水道法について、今後広域的な連携や官民連携などの話がございしますが、高浜市では既に何か取り組みを行っているのか、もしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 先ほど御質問いただきました地域水道ビジョンの策定に当たり、各界の学識経験者5名に本市の副市長を加え、水道事業における将来の経営形態について検討していただくため、高浜市水道事業経営形態検討委員会を設置し、4回にわたり検討を重ねた結果を提言書として取りまとめたところでございます。

その提言書では、将来のあるべき姿として、水道事業は効率的かつ持続的な実施が求められるとともに、安定的な継続が必要不可欠であることから、広域化についても関係機関との協議に努

めるものとの提言をいただいております、平成25年度より愛知県水道広域化研究会議に参加させていただいております。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、愛知県水道広域化研究会議というものはどういった組織なのか、教えてください。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 愛知県水道広域化研究会議についてお答えします。

将来にわたり安全で良質な水を安定かつ効率的に供給していくため、望ましい愛知県の水道のあるべき方向性を見出すことを目的として、愛知県水道広域化研究会議が平成25年7月9日に発足しました。

研究会議では、水道事業の現状把握と将来の見通しやさまざまな水道広域化の形態に関することを議論するため、県内の46事業体と企業庁が参加しております。県内を西尾張、東尾張、西三河、東三河の4つのブロックに分類し、ブロック毎に意見を集約し、広域化研究会議にて広域化の方策等について意見交換をしている現状でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、現在までの会議における取り組み状況について、教えていただけたらと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 広域化研究会議の取り組み状況についてお答えいたします。

平成25年度と平成26年度では、各事業の現状把握、課題共有及び広域化方策について意見交換を進めてまいりました。平成27年度と28年度は、愛知地域の水道のあるべき方向性の検討として、事業統合による効果の検討や事業体間の連携についての検討を行ってまいり、中間まとめを行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

その中間まとめの内容というものはどういったものであったのか、教えていただければと思います。

○議長（鈴木勝彦） 上下水道グループ。

○上下水道G主幹（清水洋己） 中間まとめといたしましては、事業統合による広域化が有効ではあるが、実現に向けてはさらなる詳細な検討が必要であり、各事業において、経営状況や施設

の整備水準や料金水準に差があることから、事業統合以外の広域連携を含めた広域化方策について、地域に応じた検討を進めることも必要であるとの中間まとめを行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

最後に、昨年12月に公布されている改正水道法では、水道の基盤の強化を図るために広域連携の推進や官民連携の推進として、コンセッション方式を導入した民営化などの話がございしますが、高浜市はどのような方法が一番有効であると考えているのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（鈴木勝彦） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 本市の水道が目指すべき姿でございますが、そちらにつきましては、やはり長期的な持続の可能性だと思います。そんな中で、今後人口減少の進行と老朽化施設の増大が重なる中においても、水道事業の理念であります清浄にして豊富低廉な水の供給を続けるためには、水道用水供給事業者である愛知県企業庁や広域的な水道事業者等との連携等も視野に入れていく必要があると考えおります。まずは官民連携、いわゆる民営化についての検討ではなく、広域連携への調査、検討を進め、本市の水道事業の基盤強化を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木勝彦） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） ありがとうございます。

高浜市の水道というのは、比較的健全な企業運営に心がけていただいております、それなりに現金預金も蓄えているという状況です。また水道施設データの台帳もある程度整備をされていると聞いております。

これから起こり得る大規模災害も念頭にしっかり置いていただいて、少しでも早い復旧ができるよう、安定した事業運営や計画的な早期の耐震化を進めていただきたいと思います。そして、将来の社会情勢の変化等も加味した上での財政運営、そしてまた人材の確保・育成に引き続き力を入れていただくことをお願い申し上げまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木勝彦） 暫時休憩いたします。再開は15時35分。

午後3時24分休憩

午後3時33分再開

○議長（鈴木勝彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、内藤とし子議員。一つ、福祉行政について。一つ、国民健康保険税について。以

上、2問についての質問を許します。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議長のお許しを得ましたので、通告してある2問について質問いたします。

福祉行政について。

人工内耳の体外装置の買いかえに関する助成制度の創設をしてくださいというものです。

私のところに相談のあった方は、双子の男の子を持つお母さんで、初の妊娠で双子ちゃんが生まれると家中喜んだのもつかの間、生まれた子が1人、音が全然聞こえないことがわかったとき、一度に暗く沈んでしまいましたが、迷いはあったものの、お医者さんの知恵、周りの人の励ましなどいただき、この音というものが全然聞こえない子供にどのように対応したらよいのか、娘さんは随分悩み、家族に相談をし、医者に通い、勉強されました。今はその子たちを無事に成長させることに取り組んでいます。

その男子はもうすぐ2歳になる子供さんです。昨年、人工内耳の手術を受けたところ、表情もはっきりしてきて、「パパ」と発声も少しずつ出るようになったということです。

さて、初めに、余り聞きなれない人工内耳について説明させていただきます。

人工内耳とは、両耳が重度の難聴の人に聞こえを取り戻すための装置です。手術で内示の蝸牛に細い電極を植え込み、視神経を電氣的に刺激して、それを脳に伝えて聴覚を取り戻す画期的な医療です。日本では、装用者が少なく、人口の多さ及び高度医学の普及度に比べて人工内耳の事例が少ないと思われ、認知度が不足していると考えられます。今後は小児の事例が増加し、世界並みの小児の比率へと向かうと言われていています。重度成音性難聴で全く聞こえていない子供でも、ほとんどの場合、人工内耳の装用で普通に音声言語を話せるようになります。発音についても非常にクリアな発声となります。ですから、昨今の聾学校の幼稚部は音声言語であふれています。

人工内耳は、小児から高齢者の方まで手術を受けることが可能で、日本耳鼻咽喉科学会では、人工内耳の適応基準として、原則として純音聴力が両側とも90デシベル以上の高度難聴者であり、かつ補聴器の装用効果が少ない者と定めています。

人工内耳を使用すると、周りの人との会話が可能になり、電話で会話ができる人もいます。個人差もありますが、1対1の会話はほぼ問題なくできるようになってきます。聞こえを取り戻すことによって、御家族や親しい友人とのコミュニケーションの助けになります。

補聴器は音を増幅して中耳に伝えるのに対して、人工内耳は内耳に挿入された電極から直接神経に電気刺激をして音を伝えます。補聴器は主に伝音難聴に有効であるのに対して、人工内耳は補聴器が有効でない高度感音難聴の方に有効です。

人工内耳の機能としては、頭部に埋め込む体内機器インプラントと体外装置であるサウンドプロセッサ、またはオーディオプロセッサが必要になり、対外機器が音を拾い、拾った音をデ

デジタル信号に変換します。このデジタル信号を騒音コイルから体内装置のインプラントへ送ります。インプラントは、受信したデジタル信号を電気信号に変換し、蝸牛内に挿入されている電極に送ります。電極が蝸牛内の神経を刺激します。この刺激が脳で音として認識されます。

人工内耳は磁石で頭にとめるコイルと耳にかけるプロセッサの2つでなっており、人工臓器の一つであります。

先天性難聴の人工内耳手術年齢は、2014年から適応年齢がそれまでは1歳半とされていたのが、人工内耳は早ければ早いほど言語習得によいとされている中で引き下げられ、1歳以上かつ体重8キログラム以上となりました。

体内機器は、半永久的に問題がなければ使用できますが、対外機器は買いかえの必要があるといます。成長の過程、遊んでいて壊す、機械がふぐあいを起こすなど、この買いかえが費用も高額で、簡単にはできません。また、両耳ともつける必要があるなど、簡単にはできません。人工内耳を装着しても、水にぬれないように、湿らさないようになど、夜は乾燥機をかけなければなりません。後ろから話をするのはやめてほしい、前から目を見て大きな声ではっきり話すとよいと言われます。

子供が、今後、体外装置をつけかえなければならなくなったとき、市外では助成を110万円とか100万円とかされています。高浜市では、当初いきいき広場に助成制度について聞きにいったとき、音が拾えない子がいるという意味もわからなかったようで、最初に話を聞いていただいた方はじっくり聞いていただいたのですが、次に出てみえた方は、高浜市はその制度はありませんのでできませんと、それ以上話はできないと冷たい対応をされました。何のためのいきいき広場かと思いましたと話されました。

2度目に、いきいき広場に意見箱があるからとママ友から聞いて、意見箱に投書をしてきました。投書の内容は、音を拾えない子を持っていますが、人工内耳をつければ音が拾えるようになること、買いかえについては、周辺自治体ではどこでも助成制度があることなどです。返事は、一度検討していきたいと考えておりますとの返事でした。

岡崎市は、体外装置を買いかえのとき、日常生活用具として助成が35万円、豊田市20万円、豊橋市20万円、愛西市35万円、蒲郡35万円、刈谷市35万円、みよし市20万円、西尾市35万円など、近隣市では大方制度として創設されています。

高浜市でも、ぜひこのお母さんや、最近人工内耳の手術をされた子供を持つお母さんのために、また高齢者になって音が拾えなくなった方などのためにも、制度の創設をしていただくよう求めます。

次に、要介護認定者への障害者控除証明書の発行について。

要介護認定者への障害者控除証明書の発行について、ことしも申告シーズンになりました。先日は息子さんが母親の面倒を見ておられましたが、控除について知らないでいたので、前年度に

かけて控除できるんだよと教えてもらったからと言うので、証明書を出してもらって行ってきま
すと言う方もおられました。

今でも時々控除のことを知らなかったという方とお会いします。知立市などでは、全ての方に
発行しているではありませんか。証明書の発行を全員に実施して、漏れのないようにすべきでは
ありませんか。見解をお聞かせください。

次に、高過ぎる国民健康保険税を引き下げ、住民と医療制度を守るために、全国市長会も強く
要望している公費の投入を実施して、保険税を引き下げよう国に働きかけよ。

全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に住民が悲鳴を上げています。滞納世帯は289万世帯、
全加入世帯の15%を超えています。無保険になったり、正規の保険証を取り上げられるなど、生
活の困窮で医療機関の受診がおくれたために死亡した事例が、昨年1年間で全日本民医連調査で
63人に上るといふ深刻な事態も起こっています。

高過ぎる保険税は、住民の暮らしを苦しめているだけではなく、国民健康保険制度の根幹を揺
るがしています。全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い
国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の問題構造だとし、
国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的財政基盤の強化が
必要と主張しています。日本医師会などの医療関係者も、国民皆保険制度を守るために低所得者
の保険税を引き下げて、保険証の取り上げをやめるよう求めています。

国保加入者の1人当たり平均保険料は、政府の試算でも、中小企業の労働者が加入する協会けん
ぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。

国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因は、国保にしかない
平等割、均等割という保険料算定です。全国知事会は、国保税を協会けんぽの保険料並みに引き
下げるために、1兆円の公費負担増を政府に要望しました。高過ぎる保険税を引き下げ、国保の
構造的な問題を解決するためには、公費を投入するしかありません。

事業主負担のある協会けんぽ、健保組合と比べ、国保税が高い原因は、国保の持つ構造的な問題
であります。1兆円の公費投入で協会並みの保険料にまで引き下げることができると、全国知事
会や全国市長会等も言っています。1兆円の公費負担を国にしっかり要望し、あわせて県独自の
補助金が最高で28億円あった時期もありますが、ゼロになってしまっています。これについても
復活すべきだと思います。高過ぎる保険料に苦しんでいる市民のことをしっかり考え、誰もが払え
る保険税にする必要があると思いますが、市の見解をお答えください。

次に、市独自に公費を投入して保険税の引き下げを。

高浜市は、市段階で県下で2番目に高い保険料になっています。どうしてこんなに高い保険料
になるのか、教えてください。

今回の広域化で、愛知県は柔軟に対応をとっていますし、必ずしも6年以内の赤字解消まで

求めているわけではなく、赤字の削減期間は都道府県と協議しつつ、各市町村の実情に応じて段階的に削減するなど、実現可能なスパンで設定するよう求めています。ですから、市独自の公費の投入を行って市民の負担を減らす考えはないか、お答えください。

次に、税金の滞納整理について、親身な対応に転換せよ。

市民の滞納分について、西三河滞納整理機構に送ると、市は送ってしまいましたから、西三河滞納整理機構と話をしてくださいと、市民が慌てて市に電話すると、自分のほうはもう関係ないとばかりに言いますが、そもそも徴収事務は高浜市で行っているのではないか、関係ないことはないと考えます。

市民がどうしてこんなに滞納をしてしまったのか、そこからほぐさなければならないのに、2回で払え、3回で払えとか、払うことが難しいから滞納になったのに、20回でと言うと、それでは間に合わない、1回分をもっとたくさん払ってもらわなければいけないと脅すような物言いで、高圧的に言ってきます。

そもそも滞納整理機構に送ることを相手に理解できるように説明をしているのか、さらに国保は市民の健康のセーフティネットであり、それをまとめて早く払えとは、市民の生活や健康などどうでもいいので、お金さえ入れればいいというのでしょうか。

滋賀県野洲市では、税金が滞納になりかけると、その時点で相談に乗り、事情があつて仕事につけなくなったり、例えば建築屋さんなど、仕事が減ってしまったなど、ケースによって相談窓口があり、解決をするための対応をしっかりとっているということです。

高浜市でも滞納整理機構に任せるのではなく、市民の生活に寄り添った解決の方法をとるべきです。お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、内藤とし子議員の1問目、福祉行政について。（1）人工内耳の体外装置の助成制度の創設を求める。について、お答えいたします。

人工内耳は、聴覚障害があり、補聴器での装用効果が不十分である方に対する聴覚獲得方法であり、人工内耳を用いた聴覚活用の有効性が認知されてきているところであります。

また、人工内耳の医療には、埋め込み手術のみならず、根気強い継続的なリハビリテーションも必要で、とりわけ先天性難聴児の場合には、乳幼児期早期からの支援を行うことが大切であると言われてしています。

しかし、高額な手術費用に加え、機器が故障した場合などは医療保険の対象外となり、自己負担が必要となることから、県内の幾つかの自治体においては助成制度が導入されています。

市内で人工内耳を必要とする方の数は把握をしておりませんが、身体障害者手帳所持者のうち、重度の聴覚障害がある方は、平成31年1月末現在では全体で53人、その中には18歳未満の方もおみえになります。

市としまして、今年度、人工内耳の助成について検討し、平成31年度から実施できるよう準備を進めてきました。人工内耳の体外装置の買い換えには、一時的に費用が発生し、本人及びその家族の経済的負担も大きいことから、人工内耳の体外装置を地域生活支援事業の日常生活用具に位置づけ、支援できるよう計画しており、平成31年度当初予算において、人工内耳の体外機の助成費用を計上しているところでございます。

最後に、この助成制度が開始することにより、人工内耳の必要な方やその御家族の経済的な負担が軽減され、人工内耳を装着することにより、本人の自立や社会生活の向上につながるものと考えております。

次に、(2) 要介護認定者への障害者控除証明書の発行について、お答えをさせていただきます。

これまでもお答えしておりますとおり、そもそも要介護認定と障害認定は、その判断基準が異なります。厚生労働省社会援護局及び老健局からは、要介護認定と障害認定はその判断基準が異なり、要介護認定の結果のみをもって身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難であり、また、要介護度のみをもって一律に障害者の何級に相当するかを判断し、認定書を発行することは、手帳取得者との公平性を欠くことにもつながるといった見解が示されております。

こうした理由により、従来より市では証明書の発行につきましては、申請に基づき、介護保険主治医意見書や認定調査票の内容などから個別に判断しているところでございます。一方で、制度が対象となる方には、証明書が申請できる仕組みが必要です。

このことから、市民に対しては、次の4つの方法において周知を図っております。

1つ目は、過去に申請された方に対し、個別に通知、2つ目は各事業所へチラシを配付し、サービス利用者へ周知、3つ目は確定申告の時期に合わせて、広報紙、ホームページで周知、4つ目は要介護1以上と認定された方に対し、障害者控除のお知らせを同封しております。

それ以外にも、サービスを利用される方には、担当のケアマネジャーを通じて、障害者控除の発行について周知するなど、可能な範囲で申請勧奨を実施しております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（中村孝徳） それでは、内藤とし子議員の2問目、国民健康保険税について。

初めに、(1) 全国知事会なども強く要望している公費の投入を実施して、保険税を引き下げるよう国に働きかけよ。についてお答えいたします。

これまで市町村国民健康保険は、国民皆保険の基盤として重要な役割を果たしてきましたが、市町村単位で運営しているため、小規模な市町村は財政運営が不安定になりやすいという財政運営上の課題や事務処理の実施方法にばらつきがある等の事業運営上の課題を抱えておりました。

平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、平成30年度、本年度からは、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たすことで、将来にわたり国民皆保険を堅持していくことができるよう、制度の安定化を図ることとされ、新たな国民健康保険制度がスタートいたしました。

新たな国民健康保険制度においては、都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国民健康保険運営における中心的な役割を担うこととされる一方、市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険税(料)率の決定、賦課・徴収、保健事業等を引き続き担うこととされております。

ただ、国民健康保険制度は新たな制度としてスタートしたわけですが、根底にある課題が解決されたわけではありません。

まず、国民健康保険制度の大きな課題として、国民健康保険被保険者の多くは、被用者保険に入っていない自営業者、農業者、失業者、高齢者といった方々であり、社会的弱者や低所得者が主な構成員となっております。また、被用者保険の加入者も退職後は国民健康保険に加入することになるため、国民健康保険加入者は組合健保及び協会けんぽの加入者と比べて平均年齢が高く、低所得の方が多くなっているという現状にあります。これらのことが、国民健康保険財政が悪化する大きな要因となっております。

さらに、急速に進む少子高齢化、医療技術の進歩、疾病構造の変化などにより、1人当たりの医療費もふえています。その結果として、医療費の増大が国民健康保険財政を必然的に厳しいものとさせています。

低所得者が多く加入する医療保険なのに保険料が高いという国保の構造問題は、全国知事会や全国市長会などの地方団体も解決を求めてきました。今回の新制度へのスタートに際し、全国知事会は、1兆円の国庫拡充を求め、政府は国保への3,400億円の公費投入を行うことを決定いたしました。

しかし、愛知県の取りまとめによると、新たな制度になり、安定的な財政運営が可能となった一方で、1人当たりの年間保険税(料)額が前年度に比べて上昇した自治体が、県内全54市町村のうち37市町村という状況となりました。県内の市部に限って見ると、全38市のうち増額となる市が27市、71.1%、減額となる市が11市、28.9%という状況となっております。

本市は、新たな制度に移行した後の1人当たりの年間保険税額は、前年度に比べて減額となっておりますが、増額となった市町村が圧倒的に多く、被保険者側から見たときに新制度のメリットが見えにくい状況となっております。

そこで、全国知事会、全国市長会だけでなく、東海市長会も国による財政支援を求める決議を行うなど、さまざまなところから国の支援強化を求めてきている状況であります。

また、本年2月に、事務担当者レベルであります愛知県西三河国保主管課長会議として、西三河9市1町の国保主管課長連名で、愛知県に対して国に働きかけてもらうよう要望書を提出いたしました。

要望の内容は2点であります。

1点目は、納付金の算定について、算定要素である被保険者数の推計は、国が示す見込みの数値で納付金の算定を行っていますが、新たな制度の初年度の実績によっては制度設計の見直しも必要であるということ。2点目は、新たな制度移行の影響で、被保険者の負担が増加しないよう、国による激変緩和措置の財源負担の継続やさらなる公費の拡充を求めるといふものであります。

次に、(2)市独自に公費を投入して保険税を引き下げる考えはないか。についてお答えいたします。

国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として、必要な支出を保険料や国庫支出金等により賄うことにより、国民健康保険事業特別会計の財政収支を均衡させることが重要であります。しかしながら、多くの自治体では、実際には、赤字補填等を目的とした法定外の一般会計からの繰り入れや繰上充用が行われている現状があることから、厚生労働省からは早期の赤字解消を求められているところであります。

また、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会の分科会でも、各自治体が国民健康保険の赤字を補填する名目で毎年2,500億円から3,500億円の税金を繰り入れている点を問題視し、国保の運営主体が市町村から都道府県に移管されたことを機に、速やかに解消すべきだと提案しております。

このような状況の中、本市といたしましても、一般会計からの繰り入れを行わずに運営することが健全な姿であり、赤字補填目的の繰り入れは実施すべきではないと考えております。

また、本市では、健全な保険財政を目指すために、医療費支出の抑制にも取り組んでおり、レセプト点検の強化、ジェネリック医薬品の使用促進などのほか、新たに高浜市医師会と連携し、糖尿病性腎症重症化予防対策にも取り組み始めたところであります。糖尿病性腎症が進行し腎不全に陥ると、人工透析を要する状態になり、患者本人が辛い思いをするだけでなく、多額の医療費も必要となってきます。腎不全に陥る前に、関係医療機関と連携して未然に防止することで、本人の健康維持が保たれるだけでなく、国保財政へ与える影響を緩和することが期待できます。

以上のような取り組みも含めて、今後も健全な国保財政の運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(3)保険税の滞納整理については、親身な活動に転換せよ。についてお答えいたします。

国民健康保険税の収納については、現年度分については口座振替を積極的に勧奨してその確保を図り、期限内納付が困難な場合や過年度滞納については、市民窓口グループと税務グループと

が連携を図り、納付相談を行いながら、滞納者の実情に応じた納付指導を進めて滞納の解消を目指しているところであります。

滞納が長期にわたるほど納付が困難になってしまうため、そうならないよう、まず納期限を過ぎても納付されない場合、法律に基づき、納期限から20日以内に督促状を送付しております。また、初期の対応が肝要なことから、新規の滞納者に対し、一定の時期に電話催告を実施し、納め忘れないか確認するとともに、自主的に納付していただくよう促しております。電話催告については、新規の滞納者をリストアップし、約1週間にわたって夜間、おおよそ午後6時から8時までの間に集中的に電話催告を行います。

また、全国的な傾向として、口座振替率の向上が収納率の向上につながることから、口座振替の利用を呼びかけているところであり、特に保険税の決定通知書発送時など、さまざまな機会を捉えて口座振替の勧奨を実施しているところであります。

そして、滞納世帯となってしまった際、未申告になっている世帯に対しては、文書や電話により申告を促し、所得の適正な把握に努めております。その結果、低所得世帯に対しては、保険税の軽減を適用し、適正な保険税とした上で、納付につなげる取り組みを行っております。

半年以上、保険税の滞納が続いている世帯に対しては、短期保険証を発行し、滞納者と定期的に接触を図る機会をつくり、滞納者の立場に立ち、完納に向けた納付相談を行っているところであります。

保険税の徴収に当たっては、地方税法などの関係法令や条例、規則等の規定に従い、税負担の公平性の確保に配慮しつつ、納税相談を通じて適切に実施しております。

最後に、滞納を解消する上で、納税者との面談は財産調査と並び重要なものと捉えており、面談等により納税者の実情を把握した上で、税の公平性の見地から適切な額での分割納付にも応じておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 再質問いたします。

制度を創設していただけるということで、大変うれしく思います。私に相談のあった方もとても喜ぶと思います。

けれども、幾らの助成費用が制度としてできるのか、お話がありませんでしたので、まずその点をお示してください。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） どれだけの助成を受けられるのかという御質問でございます。

聴覚障害によりまして人工内耳埋め込み手術を受けておりまして、医療保険の適用となる人口内耳のスピーチプロセッサーを装用後5年経過しているものに対しまして、買いかえ等の際に20

万円を上限に助成する予定としております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） しかし、人工内耳ですが、両耳に入れようと思うと、費用も倍かかるわけです。その場合は片耳しか費用はききませんので、医療保険で無料になるんですが、片耳はきかないので、ぜひ費用はふやしてほしいと考えます。お答えをお願いします。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） 県下の助成の額の状況を申し上げますと、今53市町中、14市町のほうで給付実績があるそうです。率にして約26.4%で、そのうち7市が助成額20万円というふうに聞いてございます。まずはこの20万円で助成を始めさせていただきまして、今後は実績等に基づきまして、常に見直しをしてみたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

その方のその娘さんのことですが、最初にいきいき広場に行つて話をしたときに、最初に話を聞いてくれた方はきちんと聞いてくれて、上司に相談してみますと言われたけれども、次に出てきた方は、制度がないので相談はできないと言われたと言うんですね。制度がなければ、制度をつくるためにはどうしたらいいのか、それがわからなかったら、意見箱に意見を入れてくださいでもいいんで、何か方法を教えてほしかったと言われました。意見箱を教えてくれたのもママ友だったそうです。

障害や高齢者の問題などさまざま問題があつて、いきいき広場にやってくるのですから、幾らいいことを言つても、心が入っていなければ市民には伝わりません。お答えをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） その担当した職員にちょっと聞いてみますけれども、制度が今まで30年度にはなかったという事実がございました。その説明を多分したのだろうというふうに推測できますけれども、当然、障害者をお持ちの保護者の心配もわかりますので、今後は真摯に相談業務に受けてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に、要介護認定者への障害者控除証明書の発行について、周知の方法を言われました。また、ケアマネジャーにと言われますが、その結果がまだ周知が不徹底ということではありませんか。1年間で新たな要介護者はどれくらいふえているのか、お答えください。

○議長（鈴木勝彦） 介護保険・障がいグループ。

○介護保険・障がいG（野口恒夫） すみません、ちょっと要介護者の人数は手元にはございませんが、徐々にではありますが、要介護者の人数はふえている状況でございます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、折を見て、障害者控除の申請を出してください

ねというふうで、チラシ等、いろんな形を含めて周知をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） ケアマネジャーや、それからいろんな事業所に周知をするということなんですが、ケアマネジャーでもそういうことに詳しい方は、すぐ自分の関係する方に報告するかもしれませんが、忙しい中できちんと報告するという事は、まだまだ私のところでも、そうやって不徹底なことがところどころで見つかるわけですから、そういう状態ではやっぱり周知が不徹底だということではないかと思うんです。介護保険の保険料は、県下でトップクラスの高い保険料です。全員に発行するぐらいの費用を出し惜しみというか、申請がなければ証明書を出さない態度というのは、冷たいと言わなければなりません。ぜひこれは全員に発行していただきたいと思います。

それから、国保の件ですが、全国市長会も、国保の定率国庫負担の増額を国に要望し続けており、2014年には公費を1兆円投入して協会けんぽ並みの負担率にすることを政府与党に求めています。大村知事や吉岡市長等もこの公費投入に賛成しているのですから、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 国保の保険税の公費投入ということでございますが、先ほどセンター長のほうからも答弁させていただきましたが、国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには、原則として必要な支出を保険税と国庫支出金等で賄うことというのが、健全な財政運営のあり方であると考えております。当然、今、内藤議員おっしゃったように、県、あるいは国に対してきちっとした要望も行っているところでございますが、それ以上、私どものほうから市税を国保財政のほうに投入するという考えは、今のところ持ち合わせておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、市長はこの全国市長会、大村知事は全国知事会で言っているんではあるけれども、それ以上に動く考えはないということなのではないでしょうか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 首長レベルでもしっかりと要望はさせていただいているところですが、これも先ほどセンター長の答弁になりますが、ことし2月になりますが、国保の実務担当者レベルであります西三河の9市1町の国民健康保険課長のほうから、県に対してしっかりと国に働きかけていただくようお願いするという事で、要望のほうを行わせていただいております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 国保税が協会けんぽなどの被用者保険と比べて著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない均等割、平等割という保険料算定なんですね。子供の数が多いほど国保税は引き上がる、均等割にはまるで人頭税だと、子育て支援に逆行していると批判の声が上がって、全国知事会の地方団体からも、均等割見直しの要求が出されています。人間の頭数に応じて課税する人頭税は古代につくられた税制で、人類史上最も原始的で過酷な税です。それが21世紀の公的医療制度に残っているんです。この時代錯誤の仕組みこそ、国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。

埼玉県ふじみ野市では、国保の子供の均等割の減免で、子育て支援をするということもしてみえますが、こういう考えはありませんか。

○議長（鈴木勝彦） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（内藤克己） 子供に係る均等割保険税のことについて、今御質問がございましたが、私どもとしてもやはりそういった問題点というのは、問題意識として持っております。ただ、本市の国民健康保険の財政状況が決していい状態ではなく、逆に厳しい状況にある中で、本市独自の施策として直ちに導入するということは困難であるというふうに考えております。

ただ、ことし2月の国会の参院本会議において、子供分均等割のあり方について議論がなされました。その際、安倍総理大臣は、地方からは子供に係る均等割保険料の軽減措置の導入や、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しといった提案も行われていることも踏まえ、そうした地方からの提案についても、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくというふうに答弁されております。

本市といたしましても、今後とも国や県の動きを注視して対応していきたいと考えております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 次に移ります。

西三河滞納整理機構のことについて。

滋賀県野洲市では、債務整理や就労等、各課が連携して生活再建を何よりも重視している、この自治体はそういう自治体なんですね。税金を納めてもらう以前に市民の生活が健全でなければならない、市民の生活を壊してまで滞納整理をするのは本末転倒だと、生活を壊さず納付してもらうのが原理原則だと、ここの市長はお話をされます。

草津甲賀民主商工会の会長は、滞納者を悪と捉えず、税金が納められて生活できるように支えるのが自治体の役割だから、野洲市の取り組みは大いに知らせたい取り組みですと話します。

高浜市ではいつまで西三河滞納整理機構に取り立てを任せられる考えなのか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 先ほどセンター長の答弁でもお答えいたしましたが、納税者の方でやむを得ない理由等があつて滞納になってしまう場合は、当然のことながらございます。しかしながら、面談等によりまして、納税者の生活の実情を把握した上で、税の公平性の見地から、適切な額での分割納付につきましては、現時点でも応じております。

先ほどから滞納整理機構への移管のことをおっしゃられておりますが、全ての滞納者を西三河滞納整理機構に送っているわけではございません。分割納付を約束したものの履行がされていない、催告書を送っても全く連絡がない、分割納付の額が余りにも少額などで、このままでいくと滞納額が膨らんでしまうような方を対象に、しかも滞納処分となる財産を有する方で、納税資力があると認められた方を滞納整理機構に送っておりますので、議員おっしゃるような何でもかんでも滞納整理機構に送って税の取り立てをしているようなことは、現状ではございません。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 誰でも幾ら以上の滞納があると滞納整理機構に送るんだと言っているわけではありませんが、やっぱり市の姿勢、生活を壊さずに今払ってみえる方も、かなり金額的に大きな金額を払えということになって渋々判こをついたわけですが、これがいつまで続くのか、正直心配をしているということを言ってみえました。そのときはきちんと滞納整理機構にも市にも話をしなきゃ、黙っていて滞納整理ができないということは絶対いけないよという話もしましたが、そういう面で本当に親切なというか、丁寧なというか、そういう話をしていただきたいと思います。

高浜市はいつまで西三河滞納整理機構を利用されていかれる考えなのか、お聞かせください。

○議長（鈴木勝彦） 税務グループ。

○税務G（亀井勝彦） 西三河滞納整理機構につきましては、平成23年4月、個人県民税と個人市町村民税を初めとしました住民税の収入未済額縮減を図るために、県と市町村が連携して積極的な滞納整理を行う地方税滞納整理機構が設立されてまいりました。当初は3年の計画で26年3月までの3年間でありましたが、県内の参加市町村からの延長要望が強いことから、29年3月まで3年延長、さらに32年3月までが延長とされておりますが、現時点におきましては、愛知県からは32年度以降、再延長しない旨の方針が示されております。

○議長（鈴木勝彦） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） わかりました。

これで質問を終わります。

○議長（鈴木勝彦） 本日は、これをもって一般質問を打ち切ります。

あすは、引き続き午前10時より再開いたします。

本日は、これをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時23分散会
